

# メディア展望

発行日 2010年2月20日  
発行回数 40回  
毎月一回  
第三種郵便物認可

## 1 - 2010

発行所  
新聞通信調査会  
電話 03(3593)1081  
<http://www.chosakai.gr.jp/>

### 問われる鳩山内閣の政治主導 難問山積で外交も迷走続く

久江 雅彦  
(共同通信社政治部次長)



鳩山政権の発足から三カ月が経過しようとしている。内政では事業仕分けに象徴されるように「政治主導」をアピールし、内閣支持率は60%台の比較的高水準を維持。外交、安全保障では二〇二〇年に温室効果ガス排出量を一九九〇年比で25%削減、東アジア共同体構想など「お題目」を次々とぶち上げているものの、内実が伴っていない。司令塔不在のまま、鳩山由紀夫首相と関係閣僚の気ままな発言ばかりが際立つ。

#### 試金石の普天間問題

日米関係で最大の懸案は米軍普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）の移設問題で、暗礁に乗り上げている。オバマ政権が日米で合意済みのキャンプ・シュワブ沿岸部（名護市）への県内移設計画の履

行を要求。鳩山政権は県外・国外移設を求める社民党や沖縄県の世論に押され、明確な方針を示さないまま問題をズルズルと先延ばししているためだ。

普天間飛行場の移設問題は在日米軍再編の柱と報道されているが、必ずしも正確ではない。一九九五年の沖縄駐留米兵による少女暴行事件で基地返還要求が高まり、日米両政府は米軍基地の整理・縮小に関する特別行動委員会（SACO）を設置。沖縄県の強い要望を踏まえ、当時の橋本龍太郎首相とモンテール駐日米大使が九六年、普天間飛行場返還で合意したのが発端だ。この飛行場は人口九万人弱の宜野湾市のご真ん中をドーナツ状にくくりぬくように所在し、東京ドーム十個がす

#### 目次（二月号）

問われる鳩山内閣の政治主導	久江 雅彦	1
記者会見に混乱も―裁判員裁判	斎藤 大	6
TVジャーナリズムに新たな動き	(5) 鈴木 弘貴	10
通信社の先輩が語る「私の体験記」	(29) 山崎 真二	14
マスメディア関連の裁判を見る	(45) 佐藤 英雄	17
【メディア談話室】		
新聞界に波乱の兆し?	藤田 博司	20
【プレスウオッチング】		
普天間基地グアム移転騒動	池田 龍夫	22
【放送時評】		
日本国際放送、赤字幅拡大見通し	音 好宏	24
【海外情報】		
① 欧州初の個人仕様新聞―独	英彦	9
② 米ABC、朝夕の顔が交代	金山 勉	13
③ 新聞販売部数、回復傾向に―中国	木原 正博	26
調査会だより		27
書評：『アメリカの金権政治』	会田 弘継	28

つぱり入る広さ。周辺は住宅や学校が密集しており、住民は騒音、墜落の危険と隣り合わせで生きている。  
SACO最終報告に記された五〜七年以内の普天間返還はいまだに実現していない。当時の太田昌秀知事がやはり県外にしてくれということになり、その後、九八年の選挙で当選した稲嶺恵一知事が十五年使用期限を主張した。ただし、あくまで供用開始から十五年で、完工に十三年ほど要す

るため実際にはほぼ四半世紀先の極めて遠い話。こうした経緯があり、九六年に決めたものが野ざらしになってきた。

一方、冷戦終結や中核同時テロを受けた米軍合理化で、日米両政府は〇六年に普天間を含め再編の最終報告書に合意した。ちなみに、米軍再編の柱は国家間の戦争抑止に加え、目に見えない敵や抑止が難しい「ならず者国家」への対処。そのためには軍の効率化や同盟国の役割強化と考えた。

具体的には先制攻撃、そしてインテリジェンスの強化と徹底した防衛である。その象徴がミサイル防衛システムの拡充・強化で、こうした哲学の下で米軍再編にアメリカが取り組んだ。

在日米軍の場合、何が一番の柱だったか。それはワシントン州フォートリスにある第一軍団司令部のキャンプ座間への移転だった。これに合わせて横須賀の空母艦載機を厚木基地から岩国基地へ移すとか、幾つかの問題が生じた。普天間移設は先述したように、SACOの積み残し。ラムズフェルド国防長官が〇三年ごろ沖縄を訪れた時、上空から普天間を見て「一体何だ、この基地は。危ないのではないか」「ここで事故が起きたら日米同盟なんか吹っ飛び、沖縄から米軍全部出て行けということになりはしないか。一体どうなっているのだ」と早期の移設を指示し、米軍再編に組み込まれた。要するに十三年も前の古い話なのだ。

話を普天間移設問題に戻すと、沖縄県の仲井真

弘多知事や島袋吉和名護市長は滑走路位置の沖合移動を条件に計画容認の考えを示している。名護市長選は一〇年一月、沖縄県知事選は十一月に予定される。市長選で移設反対派が当選すれば、計画は根幹から崩壊し、知事選にも大きく影響するのは間違いない。

肝心の鳩山政権は、首相と関係閣僚の発言がバラバラだ。北沢俊美防衛相は現行計画に理解を示す一方、鹿児島県・馬毛島への移設を模索。岡田克也外相は米軍嘉手納基地（嘉手納町など）への統合案に傾いていたが、これが無理だと分かると一転して現行計画推進の急先鋒に。鳩山由紀夫首相は沖縄県民の思いと日米同盟、連立維持の三つを調和させたいと繰り返し返している。

これでは米政府が憤るのも無理はない。鳩山は日米首脳会談で現行計画の履行を求めたオバマ大統領に「私を信頼してほしい」と伝達。その直後、現行計画に否定的な見解も示した。堪忍袋の緒が切れたルース駐日米大使は岡田に「よくも大統領に恥をかかせてくれたな」と面罵している。

民主党の福島瑞穂党首は現行計画の履行に踏み切れば「重大な決意をする」と連立離脱論でけん制し、グアムや硫黄島への移設を求めた。結局、鳩山政権は結論を出せないまま問題は一〇年へ先送りになる公算が大きい。

日米合意には普天間飛行場の移設とワンセットで在沖縄の海兵隊員八千人のグアム移転に加え、県内米軍四施設の全面返還が明記されている。県

外・国外移設という理想を掲げたまま、普天間飛行場は十三年間も固定されてきた。普天間飛行場の移設問題は今、現行計画もしくはその微修正で百満点中七十点を取るか、あるいは県外・国外移設や県内の別の代替地探しで時間をさらに費やし、結局全く現状が変わらない零点になってしまいか、二者択一の岐路に直面しているのである。

米軍再編の交渉経緯を検証した拙著『米軍再編』（講談社現代新書）でも触れたが、これまでに日本側はチャンスを経験か逃している。例えば、二〇〇四年に開かれた協議で、米側は普天間問題に関連して海兵隊の砲兵部隊や第四海兵連隊、海兵隊の中核を北海道の陸上自衛隊施設もしくは静岡県海兵隊の施設であるキャンプ富士に持つていく案を人数まで提示して極めて具体的に打診していた。ところが国内調整が難しいと官僚レベルで判断して、この構想は公にされないまま封印されてしまう。構図としては原発の立地問題と相似形で、国内政治の事情で普天間はずっと置き去りにされていたというのが今までの流れだ。

岡田外相は十一月くらいまで嘉手納統合案も一回検証すると言いつつ延び延びだったが、十二月に入ると、突然、現行計画推進の急先鋒に豹変した。これはあまりにも無責任ではないか。まるでJR新橋駅前まで酔ったサラリーマンを三人つかまえて「普天間問題どう思いますか」と意見を聞いていくようなあんばいだ。これが日本の権力の内奥、中核かと思うと、もはや悲劇を通り越して喜劇と

しか言いようがない。

こうした構造的な問題は、普天間だけでなく八ツ場ダムとかJAL再生問題も含めて、内政・外交全般に見て取れる。新聞やテレビのニュースを見るといういろいろ発信して、あたかも物事が動いているようだが、実は何一つといってよいほど動いていない。かごの中でネズミがくるくる回っている状態だ。活発に動いているが、よく見たら全く前進していない。

### 迷走の背景は何か

では、なぜそういうことが起きているのか。自分なりに思うに幾つかの要因がある。

一つは恐らく、松下政経塾出身の前原誠司国土交通相に代表される一定の専門知識や自信、プライドが色濃く言動に反映されている。原口一博総務相もそうだが、官僚にも伍していけるとご本人は思っている。それが時に、自分の考えは正しいという自信過剰につながる。しかし政治は「勉強」だけでは動かない。首相をトップに円陣を組み、官僚を操縦しなければならぬ。この基本ができていないと思う。法案と予算に収れんさせる政治家としての能力が乏しい感じは否めない。官僚はすべてが悪ではない。うまく使いこなせば能力を発揮し、選択肢を示す。逆説的だが、その意味でも民主党の大勝を許し、自滅した自民党の罪は重いと思う。

この政権は基本的に官僚を信頼していない。例えば旧建設省や運輸省、つまり今の国土交通省な

ど事業官庁に関して言えば、そこには利権の問題や天下り、省益の色彩が濃厚だった。官僚組織が硬直化しているのは事実であり、改革が必要なことは論をまたない。

ところが外交、安全保障に関していうと利権はゼロとまで言わないが、少なくとも外交交渉に関しては省益で取り組んでいるケースはほとんどない。相手のある話であり、一義的にはまずメッセンジャーであり、交渉の当事者であり、同時にそれを解釈して真偽を見極めて選択肢を政治家に示す役割を担っている。

普天間問題では鳩山政権発足以来、日米の非公式協議をかなり開いている。先日、交渉担当者の一人がその結果を鳩山政権のある閣僚に報告したところ、こういう言い方をされたそうだ。「お前の言っていることは本当なのか。現行計画で進めたいから、米側はほかに選択肢がないと報告しているのだろう。おれが得ている他の筋の情報じゃ、そんな話はないぞ」。その官僚は腰を抜かさざればかりに驚いたという。もう官僚をやめたいとも嘆いていた。

では首相や関係閣僚は誰から聞いているかという、ちょっとした評論家とか物知り顔の学者。首相動静でもその一端が分かるが、軍事評論家とか外交の専門家と称する在野の人に鳩山首相は会ったり電話をしたりしている。これはもちろん大事で否定すべきものではない。ただ、経済問題では財務省や経産省の官僚より、民間の大手経済研

究所の研究所の方がよほど実体経済に精通しているケースも多いが、外交は相手のある問題なので、秘匿度の高い情報はオープンにできない。評論家とか一部学者の意見を聞いても、その人たちが正しい見立てや情報を持っているかという、概して的外れな論評も少なくない。

外務、防衛官僚を擁護する気持ちなどさらさらでないが、彼らの意見をないがしろにし過ぎた。それが混迷の大きな要因だ。官僚に比肩し得るだけの政治家としての知識、経験、分析力あるいは政治力があるかという、それが無い。にもかかわらず「政治主導」を叫んでいる。これでは単なる政治の怠慢以外の何物でもない。

ピラミッド型の頂点に首相が位置し、さまざまな意見を束ねて調整した上で判断を下すのがいわゆるリーダーシップ。それに必要なのは官僚も含まれた人心掌握と首相の巧みな人事権の行使ではないか。ところが鳩山首相はこういうところが全く見えず、宙を漂っているような状態だ。百歩譲って、そこを誰が支えるべきかという小平野博文官房長官なのだが、彼は外交、安全保障から全く腰を引いている。首相の指導力に加え、補佐役である官房長官の調整機能がほとんど果たされていないのだ。

加えて、民主党は政権を取ることだけに一生懸命で、自民党以上に幅が広い中で安全保障、外交の問題を全く論議してこなかった付けが今回ってきている。過去の経験もない、論議もしてこな

い、従って思い付きでしゃべる。とんちんかんなことばかりいう。こういうスパイラルである。

### 露呈した外交音痴

海上自衛隊によるインド洋での給油活動の継続問題でも鳩山政権は揺れた。○一年九月の米中枢同時テロを受け、海上自衛隊はこの年の十二月からインド洋で不朽の自由作戦の海上阻止活動に参加している各国の艦艇に燃料や水を補給してきた。この旧テロ対策特別措置法に基づき約六年にわたって実施されてきた洋上補給活動は、民主党の反対により参院で延長が否決され、○七年十一月に補給活動をいったん中断せざるを得なくなつた。

今年一月に衆院再議決で、補給支援特別措置法が成立。インド洋に海自艦艇を派遣し、二月以降再び補給活動に当たっている。この特措法も一年の期限立法で、来年一月十六日に期限を迎える。民主党は給油に関する特措法の延長をめぐり、一度法律を失効に追い込んだことも含め、反対の立場を貫いてきた。

民主党のマニフェストは「テロとその温床を除去するため、非政府組織（NGO）とも連携しつつ、経済的支援、統治機構の強化、人道復興支援活動等の実施を検討し、『貧困の根絶』と『国家の再建』に役割を果たす」と抽象的だ。また三党連立合意では、「テロの温床を除去するために、アフガニスタンの実態を踏まえた支援策を検討し、『貧困の根絶』と『国家の再建』に主体的役

割を果たす」とだけ書かれ、洋上補給活動の継続の是非には言及していない。政権獲得後は足並みの乱れが表面化した。

北沢防衛相は就任から一貫して「これまで給油活動に反対してきた立場から、延長を求める法案を提出するつもりはない」と言明。これに対し、岡田外相は「単純延長はしない」「絶対ノーとは言っていない」と述べ、延長に含みを持たせ続けた。

岡田外相は「単純延長はしない」という意味を記者団に問われても「それ以上でもそれ以下でもない」と決して明かさなかった。しかし、長島防衛政務官は十月五日の講演で、単純延長しないと「いうのは法改正で延長するという意味だと解説。具体的には自衛隊派遣の国会の事前承認条項を盛り込み、給油活動を継続させるべきだと訴えた。これには、その後、長島政務官が平野官房長官から首相官邸に呼び出され「個別具体の発言は慎重」と注意される後日談が付く。まさにダッチロールである。

このほか、給油活動の実態に関する積極的な情報提供を法律に書き込む改正や第三国への無断転用禁止、他目的の使用禁止を対象国に求める改正も検討された。これらの条件を付ければ「単純延長」ではないとする論法は、出来の悪い官僚以下の下策であり、国民を愚弄する詭弁にほかならない。結局、鳩山政権では給油活動の撤回を主張した北沢防衛相の意向が通り、来年一月撤回の方向

に傾いた。

この間、北沢防衛相はアフガン本土に自衛隊派遣を検討すると表明してしまふ。自衛隊のオペレーションの中では「インド洋での給油」が一番安全で、国際的にも感謝されてきた。鳩山首相や岡田外相は「パキスタンにしか給油していない」と説明したが、これは全くとんちんかんだ。イスラム大国のパキスタンをテロとの戦いに入れるためにアメリカが仲介に入り「日本から油をただで上げさせる」ということで、軍事的な意味よりも、パキスタンを「テロとの戦い」の陣営に入れておくための触媒としての政治的な狙いがあった。

それをやめて、いきなりアフガン本土派遣と北沢防衛相が表明すると、その数時間後に鳩山首相は「自衛隊はアフガンに派遣しません」と否定した。この政権の迷走を象徴する一幕だった。

岡田外相は普天間移設、日米密約、給油活動継続という三つの問題の解決が政権発足後百日間の日本外交の優先課題との認識を示していた。普天間は年末までに来年度予算の計上を判断しなければならぬ。給油活動を継続するならば、秋の臨時国会で法案を成立させる必要がある。

岡田は普天間、給油問題、アフガン支援を「パッケージ」と繰り返し、対米交渉の取引材料になると考えたようだ。つまり、給油継続かアフガン支援強化で日本側が努力する。その見返りに、普天間問題では米側が譲歩して、例えば嘉手納統合案を受け入れてくれというような考え方である。

米政府はこの取引に応じなかった。米側の要請があつたにせよ、給油活動やアフガン支援は曲がりなりにも日本が主体的に取り組んでいる国際貢献だ。普天間移設の問題は日米の二国間で幾度も協議し、米側は普天間残留を強硬に主張した海兵隊を当時のラムズフェルド国防長官がねじ伏せて合意に達した約束である。全く土俵が異なり、米側にとって比較にならないほど重要なものは明らかに後者である。これらを「パッケージ」の要素として同列に扱うことができると思えたようだ。驚くべき外交音痴であり、まさに能天気としか言いようがない。

日本がアフガン支援から後退すれば、わが国は米国を含む国際社会から失望を買うかもしれないが、米国にとって日本の国際的な評価は死活的ではない。普天間移設は新たな戦略拠点としてのグアム基地強化などもパッケージになった世界的な米軍の運用や兵士の生活にかかわる大問題であり、グアム基地の整備には米側も多額の予算を付けていることから、米議会もその成り行きを注視しているホットイシューなのだ。この問題は単なる一つの基地問題ではない。

取り扱いを誤れば日米同盟関係の信頼性に深刻な影響を及ぼし、長期的なわが国の国益を害しかねない象徴的な案件になっているのだ。在日米軍再編というのは安全保障をめぐる日本とアメリカの協議の中で、ほとんど唯一とっていいぐらい日本側から提起をして、海兵隊という政治力の強

い組織をラムズフェルドが押さえ付けて日米で合意に達した。

アメリカにとっては自分の身と骨を削った自身の問題だ。家屋に例えれば、家具の移動ではなく、柱を移す作業と例えてもいい。米軍の戦略、戦術、運用に影響する問題なのだ。こうした認識が決定的に欠落している。

#### ミサイル防衛など難題山積

最後に、今後の焦点に触れたい。日米間では普天間移設問題と並行して、これまた安全保障の根幹を成すミサイル防衛(MD)をめぐる、水面下で新たな攻防が繰り広げられている。

ゲーツ米国防長官は十月に来日した際、北沢防衛相との会談で「日米両政府が共同開発している海上配備型迎撃ミサイル(SMⅢブロックA)を欧州など第三国へ輸出できるように政策を変更してほしい」と新たな要求を突き付けている。

これは事実上の全面輸出禁止を規定している武器輸出三原則の見直しにつながりかねないとして、今も封印されている。米政府が九月、ロシアが強く反対してきた東欧でのMD施設の建設計画を中止し、中距離ミサイルに対応する海上配備型などのMD網を欧州で強化すると発表したのを受けた動きだ。

北沢は「国内問題であり、政府部内で検討する」と回答を保留した。ただ米側はブロックAについて、二〇一八年から配備する計画を発表しており、第三国への供与を拒むのは難しそうだ。日

本政府は〇三年にMDシステムの導入を閣議決定した際、当時の福田康夫官房長官が「あくまでもわが国防衛を目的とするもので、第三国の防衛のために用いられることはない」との談話を発表。米側は来年中にも回答を得たい意向で、鳩山政権は厳しい判断を迫られる。

日本政府は〇四年十二月に迎撃ミサイルの共同開発、生産について、武器輸出三原則の適用対象から外すと発表。〇六年六月の日米交換公文で「厳格な管理の下、第三国への供与は日本の事前承認を得る」と取り決めている。

さらに、外務省が長年にわたって否定してきた核の「持ち込み」に関する日米密約を認める方針に転換したことで、国是として掲げてきた非核三原則の「持ち込ませず」との整合性が取れなくなる。この矛盾に対する説明も難題だ。

一方、鳩山の資金管理団体の政治資金収支報告書虚偽記載問題がヤマ場を迎える。東京地検特捜部は政治資金規正法違反の罪で、経理担当だった元公設第一秘書を在宅起訴する方向だ。日米関係の悪化と首相のスキヤンダルといえ、九四年の細川政権が想起される。この年二月の会談ではクリントン大統領が日本の黒字減らしに数値目標を要求。細川護熙首相が拒み、前代未聞の「決裂」に終わった。その二カ月後に細川は退陣を表明する。いみじくも鳩山は当時の官房副長官だった。(本稿は十一月二十七日、同盟クラブで行われた講演の一部を要約、加筆した)

# 守秘義務の在り方で議論

## 記者会見に混乱も―裁判員裁判

斎藤 大

(時事通信社社会部次長)

戦後日本の司法制度に大きな転換点をもたらした裁判員制度。刑事裁判の一番で、国民から無作為に選ばれた裁判員が職業裁判官とともに判決を決める新しい裁判は、二〇〇九年八月の初判決(東京地裁)から十二月までに、全国の地裁・地裁支部で百件を超える判決があった。それぞれの判決後には、裁判員・補充裁判員を務めた経験者の記者会見が開かれているが、守秘義務をめぐって混乱が生じている。

罰則付きで設けられた裁判員・補充裁判員経験者の守秘義務は一生涯付いて回る。裁判の公正さや自由な評議の場を保障するためだ。一方、裁判員の貴重な経験を広く伝えることは、国民に裁判員制度を浸透させるとともに、制度自体の検証にとって重要な点だ。記者会見での実例を挙げながら、評議の秘密と守秘義務について考えてみたい。

### 判決後の記者会見

判決直後の裁判員・補充裁判員経験者の記者会見は、名前や職業が非公表(公判終了後は本人が同意すれば公表可)のため、裁判所の協力を得て開かれており、会見にはオブザーバーとして、裁

判官ではない地裁職員が立ち会っている。経験者が守秘義務違反の恐れがある答えをした場合、後で問題にならないよう経験者を保護するため、記者側に具体的な点を指摘し、配慮を求めめるためだ。

会見を主催する記者クラブ側は立ち会いを認め、裁判所の指摘があると、記者クラブや各参加社が内容に応じて判断し、報道するスタンスを取っている。

ある殺人事件をめぐる記者会見で、記者から「また裁判員になりたいか」と質問され、一人の裁判員経験者はこう答えた。

「身近になったのはいいが、重大なところで裁判員の気持ちが反映されなかつたので、評議や休憩時間の時に裁判員の意見をもう少し聞いていただけたらいいなという気持ちを裁判官に伝えたい。賛成した人(裁判員)もいた。それが改善されるならまた参加してもいい」

これに対し、会見に立ち会った地裁職員が会見後、評議の内容に当たる守秘義務違反の恐れがあると指摘。記者側は個人の感想を述べたにすぎないと反論した。職員は改めて裁判官にも確認した

上で、違反には当たらないとの判断を記者側に伝えた。

別の事件では、被告を執行猶予付き有罪とした判決に関し、補充裁判員から途中で裁判員になった経験者は記者会見で、「突然のことだったが、結果的には評議は思っていた結果だった。自分の思いと意見が通じたのでよかった」と述べた。地裁職員は、評議で表明した意見内容に当たり、発言自体の報道を控えるよう要請した。

一方、これとは別事件の執行猶予判決では、実名を明かして記者会見に臨んだ裁判員経験者が、「反省が見られたので、また同じ過ちは繰り返さないだろうと思いい、執行猶予に賛成した」と答えた。地裁職員は会見終了後、誰が発言したか分からない形で報道するよう配慮してほしいと要請した。

### 進行止まるケースも

裁判長が説諭した言葉に対する裁判員の記者会見の発言を守秘義務違反に当たると指摘した事例もある。殺人未遂事件で実刑とした被告に対し、裁判長が判決言い渡し後、「有利な事情を最大限考えても、執行猶予を付けることはできない。しかし、まだ刑期を務めてもやり直しの利く年齢。服役は初めてで、まじめに過ごせば実際の刑期より短く社会復帰するチャンスもある。一日も早く立派に立ち直ることを期待する」と説諭した。

判決後の記者会見では、記者が説諭について「あなたの気持ちを代弁したと感したか」と質問。



大阪地裁の判決後に記者会見した裁判員・補充裁判員を務めた人たち（代表撮影・時事 09年12月）

最初に答えた裁判員経験者は「私個人に関して言えば、代弁していただいた言葉だと思っっている」と述べ、「同じ」と答える人が続いた。

ある裁判員経験者は、記者の質問に答えていかを立ち会いの地裁職員に確認。職員が首を横に振ったため、経験者は「控えさせてください」と答えた。後に続く人はこの質問には答えなかった。

記者側は、法廷で述べられた説論に対する個々の気持ちを聞いた質問で、守秘義務違反に当たらないと反論。地裁側は、執行猶予を付けなかった

判決に関する個別意見の表明につながりかねないと指摘し、報道は各社の判断に委ねるとした。

このほか、地裁職員が会見途中で何回も進行を止めたケースがあった。

ある殺人事件の判決後にあった記者会見で、裁判員経験者が「今思えば、被告にもっと聞きたいことがあった。その時は思い付かなかった」と発言。記者が具体的な内容を尋ねると、地裁職員が法廷で出ていない意見に当たるとして、答えを止めた。この会見では、別の質疑応答でも職員が会見のやりとりを遮った場面があった。

なお、東京地裁と新聞、通信、テレビ、ラジオ各社が加盟する司法記者クラブは、記者会見のやり方について協議し、会見の進行を妨げないよう、地裁側は原則として、会見途中での指摘は控えることを申し合わせている。

一方、参加した記者が「判決は何対何で決まったか」「評決での裁判官の意見はどうだったか」といった明らかに守秘義務に反する質問をした場合は、記者クラブ側の司会役が指摘し、次の質問に移る。

会見終了後には記者がその場に残り、地裁側からは会見全体のやりとりに守秘義務違反に当たる発言があったかを確認することになっている。

#### 評議の秘密

裁判員法は、裁判員・補充裁判員とその経験者が、評議の秘密や職務を通じて知った秘密を漏らしたときは、懲役六カ月以下の刑や罰金を科すと

している。

評議の秘密については、判決に至るまでの「評議の経過」と各裁判官、裁判員の意見やその多少の数と規定している。意見とは、評議の議題に上がった問題点について、裁判官や裁判員が表明した考えを指し、判決を決める評決時に限定せず、評議の過程でのものも含まれる。

職務上知った秘密とは、裁判員の名前や法廷で明らかにならない被害者ら事件関係者のプライバシーのことを想定している。

同法はこのほか、裁判員・補充裁判員の職務を終えた経験者が、判決が認定した事実や量刑に関し、自分が賛成だったか反対だったかを公にすることも、罰則の対象になると定めている。

一方、法廷で見聞きしたことや、裁判員・補充裁判員として審理に参加した感想を話すことは、守秘義務違反には当たらない。例えば、事件の具体的内容に触れない裁判官の言動や印象、裁判所の施設や雰囲気などがある。

しかし、裁判員・補充裁判員経験者の中には記者会見で、守秘義務の規定について、「理解できているか不安」と話す人も少なからずいた。前述したように、具体的な質問に直面し、経験者が地裁職員に答えていいかを確認した例もあった。

評議の秘密のうち、一見して守秘義務の範囲が分かりにくいのが「評議の経過」だ。この規定について、〇二年から〇四年にかけて、法曹三者や学者、有識者が集まって、具体的な制度設計を討議

した政府の司法制度改革推進本部（その後解散）の裁判員制度・刑事検討会が議論した内容が、政府が公表した検討会の議事録に掲載されている。正当防衛が争点となった事件で、「裁判官が評議の中で説明した法律問題の内容は分かりやすかった」と裁判員経験者が話した場合はどうかという想定だ。

当時、検討会委員だった池田修東京地裁所長は「評議について、「非常に活発な議論だった」というのは感想としてあつていいが、さらに個々の発言内容や何が論点になったかを話すのは、評議の経過になると説明している。

酒巻匡京都大教授は、評議の中で体験した印象を述べたもので、守秘義務には抵触しないが、説明内容の中身について、事件に即した具体的な事実認定や証拠の評価に触れれば、守秘義務違反に当たると述べている。

### 意見の表明

裁判員・補充裁判員とその経験者に対する守秘義務は、▽自由な評議の保障▽裁判の公正や信頼の確保▽事件関係者のプライバシー保護▽裁判員・補充裁判員の保護——といった理由で必要とされている。

自由な評議の保障は、判決後であっても裁判員の意見が公になれば、後に非難されたり中傷されたりするのを恐れ、裁判員が評議の場で率直な意見を述べるのができなくなるためだ。

池田氏はこの点に関し、検討会の議論の中でも

「自由な評議を確保するというのは、いい裁判をするためには非常に重要だ」と話している。

裁判の公正や信頼の確保については、裁判員が判決に批判的な意見を述べた場合、裁判官と裁判員が一体として出した結論が不安定になり、裁判に対する信頼が損なわれる恐れがあるためとされている。

ただ、裁判官が評議の中で議論を強引に誘導したり、不適切な評議の運営をしたりしても、経験者が公表しなければ誰も事後にチェックできない懸念は残る。そうした「告発」があつた場合にどう報じるかは、守秘義務の規定目的と照らし合わせ、メディアとしての判断を迫られることになる。

自分の結論と判決の認定や量刑と異なる場合、自らの意見に限定して公にすることを認めてもよいとする意見も根強い。例えば、死刑の適否や有罪・無罪について自分の結論と異なる場合、黙っていることは苦痛に耐えないという考え方だ。憲法が保障する表現の自由と絡めて議論する声もある。

検討会の議論でも、一部の委員からは「包括的にすべて評議の席で出たことは一切外に出せないとなると、いかにも息苦しいことになる」「裁判員制度を国民に理解、支持してもらうためには、経験者の話が一番有効、有用で、判決後については評議の経過は裁判中と違った取り扱いになつてもいい」とする意見が出た。

死刑が確定した袴田事件（一九六六年）で、一

審・静岡地裁判決の担当裁判官だった熊本典道氏が判決から四十年近くを経て、合議の中で自分は無罪を主張したと告白した例もある。

### 死刑適否判断、来年に

制度一年目は被告側が認否を争わず、争点整理がスムーズな事件が大半だった。今年は、死刑求刑が予想される重大事件が審理される。

鳥取県米子市で○九年二月、税理士事務所社長と同居女性が殺害された強盗殺人事件で、鳥取地裁は同事務所の役員だった男の裁判員裁判を二月二十三日～三月二日（裁判員選任手続きは二月二十二日）の日程で開くことを決めた。

強盗殺人の法定刑は死刑か無期懲役。被告の弁護側は強盗目的だったことを争う意向とされる。殺害されたのは二人で、検察側が死刑を求刑する公算は大きい。○九年の裁判員裁判では死刑求刑事件がなかった。死刑求刑となれば、裁判員は死刑選択の適否という重い課題を初めて背負わされることになる。

超党派の国会議員でつくる「死刑廃止議員連盟」（会長＝亀井静香金融・郵政改革担当相）は、死刑判決は裁判官三人と裁判員六人の全員一致とするルールを主張し、波紋を広げている。裁判員の死刑判決が現実となれば、これらの動きと相まって議論が動くことも考えられる。

裁判員法は導入から三年を経過した後、実施状況について検討することをうたっている。二年目に入った裁判員制度は正念場を迎える。



## 欧州初の個人仕様新聞—独

### 希望する紙面の日刊紙を毎朝戸配

二〇〇九年十一月にさかのぼるが、ドイツのベルリンで、読者一人ひとりの希望に合わせて紙面を制作、毎朝八時前に各家庭の玄関に配達する、欧州初と称される日刊新聞が誕生するという。

メディア情報を定期的に提供している「ヨーロッパ・ジャーナリズム・センター」や「エディターズ・ウェブログ」などの情報によると、二人の若いベンチャー企業家、ワニア・オーバーホーフ（二十三歳）とヘンドリック・ティートマン（二十七歳）が、二年半の準備期間で、『Niiu』と題する日刊新聞を創刊する。十一月十六日に発刊の予定で、月曜から土曜まで発行する。

『Niiu』は、一般にみる新聞の形態とインターネットの利便さを結合させたのが特徴で、二人は事前にモニターゲットになる学生など若者たちに、最も快適で、優れた情報伝達のチャンネルはどれかと聞いた。答えは、現在は新聞が最も優れた情報媒体だというものだった。その結果、インターネットと印刷新聞の単純な組み合わせが『Niiu』のエッセンスになったという。

記事内容は、政治、スポーツ、ファッション、その他、「読者にとって重要な情報をすべて提供

する」という。言語は英語とドイツ語で、ドイツ語では『ビルト』『ハンデルスブラット』『ターゲスシュピーゲル』、英語では『ニューヨーク・タイムズ』『インターナショナル・ヘラルド・トリビューン』といった著名新聞の記事などが提供される。ほかに、主要なブログや、インターネット上の他の情報源からも記事が集められる。

読者は短期間の契約をした上で、『Niiu』のウェブサイトで提供されている多様な新聞や、オンラインの他の情報源から、毎日午後二時までに、翌日に閲覧するメディアを選ぶ。すると翌日の朝には、読者宅の玄関まで二十四時間の『Niiu』が届けられる。オーバーホーフによると、当面、新聞からは、読みたい記事が載っているページかセクションの単位で選ぶことになる。インターネットのプロバイダーからは、六百種もの多様な情報から選ぶことができる。

しかし、読者の多様な要望を編集、整理、印刷、配達する作業は容易ではない。そこで、オーバーホーフは「われわれはすべて外注する」と述べる。「われわれには編集スタッフがいない。印刷施設も、配達組織もない。そこで協力者を見つけた。スイスの情報技術の専門家たちに、読者が求めるページや記事をすべて印刷可能なPDF様式のデジタル紙面にまとめるソフトを、作成してもらった。それをオランダのデジタル印刷施設に送る。そしてドイツの複製事業者にすべての印刷を委託した。その上で、すべての国際的新聞の配

達を請け負っているベルリンの配達業者と契約して、『Niiu』の配達も委託した」という。

『Niiu』は前金制を採用した。一日だけの試行料金、二十五日、七十五日、または百五十日と、自由に日数の選択ができる。若い人々は住所も生活も変りやすく、短期契約を好むからだ。

最大の問題は、記事やコンテンツの使用権の問題であった。『Niiu』はそれぞれの新聞やオンラインプロバイダーと、記事使用の免許契約を結んだ。ページ当たり一律の使用料を決め、使用するページごとに料金を支払う。従って『Niiu』の各ページは、使用した元の記事の完全な複製となる。「これは、『Niiu』が使用料を払った『ニューヨーク・タイムズ』のページや記事がそのまま、翌日の『Niiu』の紙面に載ることの意味する」と、オーバーホーフは語る。

こうした計画に対する専門家からの批判もある。「読者はすでに新聞から離れている。今新聞を読むのはオフィスで働く人々で、学生などではない」「『Niiu』はインターネット時代の印刷ジャーナリズムと同じジレンマを抱えている。それは、毎朝読者が読む新聞記事は、すべて前日に起こったニュースばかりということだ」など。

半年後に五千部、あとドイツ全土に二人の構想だが、最終的に事業化と利益に結び付け得るかどうか、今後の展開は明らかでない。『Niiu』の運命はベルリン市民の反応次第だという。

（広瀬 英彦 東洋大学名誉教授）

# 「ALJ」と「チャンネル・ニューズ・アジア」の登場

## TVジャーナリズムに新たな動き⑤

鈴木 木 弘 貴

(十文字学園女子大学准教授)

前回、「ヨーロッパ」というトランスナショナルな空間を対象とし、またそれを代表しようとしている放送局として「ユーロニューズ」を取り上げたが、今回、その動向を紹介するのは「中東」の「アルジャジーラ」(以下「ALJ」)および「アジア」の「チャネル・ニューズ・アジア」(以下「CNA」)である。統合を志向するヨーロッパとはまた違った政治的・文化的コンテキストの中で、これらのトランスナショナルなジャーナリズムはどのような意味を持つのであるうか。

### 中東・アラブ・イスラム社会への衝撃

「ALJ」は、面積(秋田県よりやや狭い)および人口(百六十万)からみれば中東では小国といえるカタールに、一九九六年に中東全域を主なターゲットに誕生したアラビア語によるニュース専門の衛星放送局である。「ALJ」が世界的に認知されたのは、二〇〇一年の9・11事件に端を発したアフガニスタン戦争時の現地からの独占的報道および9・11事件の首謀者とされるオサマ・ビンラディンをはじめとするアルカイダ幹部の一連の独占映像放送が契機であろう。しかし、この放送局は単にこれらのスクープ報

道だけではなく、その誕生以来、「中東」や「アラブ社会」「イスラム社会」というトランスナショナルな空間に大きなインパクトを与えてきているという点、さらに、グローバルなニュースの生産者として、従来の欧米による独占を崩してきているという点において、特筆されるべき放送局なのである。

まず、「ALJ」が「中東」「アラブ社会」「イスラム社会」に与えてきている影響について述べていこう。

「アラブ・イスラム社会」におけるメディアジャーナリズムの伝統的な役割は、オスマントルコ帝国時代の一八七六年の政令により明確に規定された。政府批判を禁じたこの政令以来、メディアを含む公的な場での政府批判はタブーとされ、「アラブ・イスラム社会」の文化の一部として浸透していった。特にオスマントルコ帝国の末裔として「アラブ社会」を構成する国々では、ほとんどの国で現在に至るまで、国内のメディアジャーナリズムを検閲する「情報省」といった国家機関が設置され、体制批判的な言説は厳しく管理されているのである。

### 言論の自由を旗印に

こうした「アラブ社会」の文化的風土の中、クーデターにより父親である前国王を追い出して政権を握った、湾岸諸国一若い国王であるハマド首長は、イギリス留学時代に身に付けた教養を背景に、就任以来カタールの民主化を進める一連の施策を矢継ぎ早に実施した。そして、その一環として、同国情報局を廃止し、事実上国営ではあるが編集権の独立を認め、欧米流の「言論の自由」を標ぼうするニュース専門放送局を設立したのである。ここで注目すべきは、「ALJ」は地上波の国内放送局ではなく、衛星を使った、アラビア語による「中東・アラブ社会」全域に向けた(後にイスラム社会全域にも広がる)、トランスナショナルなニュース番組としてスタートし、カタール国王が振る民主化の旗をアラブ社会全体に広げるというミッシェンが暗黙裏に合意されていることである。

「一つの意見には、その反対意見がある」というスローガンを掲げ、「中東」「アラブ社会」「イスラム社会」のあらゆる問題(イスラム教自体も含む)の「反対意見」(≡体制批判)を紹介していくという手法は、それまでプライベートな空間でのひそひそ話しかできなかったような話題が「公論」としてメディアによって提供されるといえる。この「アラブ社会」では前代未聞の事態を引き起こした。

「ALJ」の出現に伴うその人気度と、それに

対する「アラブ社会」の体制側の困惑を象徴するエピソードとして有名なものに、九九年一月二十七日のアルジェリアでの事件がある。この日、アルジェリアの反体制派の主張を紹介する番組が予告されていたが、アルジェリア政府は、「ALJ」を自国民に見せないため、国内の送電を止めるという手段に出たのである。

この事件が物語るように、「ALJ」は「アラブ社会」で最も視聴者が多く、影響力のある報道番組となったのであるが、そればかりでなく、「言論の自由」の楽しみを「アラブ社会」に与えたことによるインパクトをもたらしした。例えば、当初、「ALJ」の「過激な」報道に対抗する目的で、中東における保守・穏健勢力であるサウジアラビアの資本により〇三年に設立された衛星ニュース局アル・アラビアは、もはや「ALJ」並みの「言論の自由」がなければ「アラブ社会」の一般市民からの支持が得られない現実に直面し、「穏健・保守」とは正反対の方向に方針転換をしている。また、サウジやエジプトの国营放送局でも、それまではなかった政治討論番組が見られるようになっていた。このように、「ALJ」の登場後、「アラブ社会」のメディアは大なり小なり言論の自由を認める方向への変革を余儀なくされているのである。

### タブーに挑戦

さらに、「ALJ」はこれまでアラブ社会では疑義を挟む余地がないものとされてきた。パレス

チナの大義の再検討も積極的に行ってきた。イスラエルの高官やユダヤ教の学者などをスタジオに招き、イスラエル・ユダヤのパレスチナ問題に対する論理を彼らが話すヘブライ語のままに放送するなど、それまでの「アラブ社会」におけるメディア共通の最大のタブーを打ち破ってきた。こうした姿勢はイスラエルを含む「中東」でのパレスチナ問題に対する報道の在り方を変容させてきているのである。

また、高名なイスラム教指導者に、ハイテクや性生活を含む女性問題といった現代社会特有の問題に対するイスラム教的な解釈を聞くという番組では、そこで示される進歩的な解釈が広くイスラム社会へも伝えられた。つまり、その登場以来、「ALJ」は「中東」「アラブ社会」「イスラム社会」というすべての空間の言論の在り方に大きな影響を与えてきているのである。

このように、「ALJ」は、「中東・アラブ社会」における検閲のない言論の自由を体現している唯一のジャーナリズムとして、「アラブ社会」の民主化を促し、中東問題の解決にもつながるとの期待も込めて、「中東のCNN」とも呼ばれるなど欧米からも高い評価を得ていた。しかし、前述した9・11以降の一連のスクープ映像以来、世界的に認知度が高まった半面、「ビンラディン・チャンネル」などと欧米から付けられたレッテル、つまりその報道姿勢が偏向しているのではないかというイメージを引きずることになる。

### グローバルなカウンターボイス役に

9・11事件発生から一カ月もたたないうちに、アメリカによるアフガニスタン空爆が開始されたが、その開戦時の様子を「弾丸の落ちる側」からライブ中継できた唯一の放送局が「ALJ」であった。CNNI、BBCWおよびイギリスのスカイニュースも「ALJ」からのライブ映像の提供を受けたため、「ALJ」の名はまさにこの時、全世界に認知されたのである。さらに開戦直後、今度は独占入手したビンラディンのメッセージ映像を放送した。このあまりにもタイミングのよい「スクープ」に加え、その後のアメリカによる空爆に関しアフガニスタン側の一般市民を含む被害者の映像を独占的に世界に送ったことで、ついにはアメリカから、「最も反米的なメディア」(ラムズフェルド国防長官〓当時)、「内容が極端に偏向している」(パウエル国務長官〓当時)とのお墨付きをもらってしまったのである。こうした批判は、その後〇三年のイラク戦争(「ALJ」は「イラク侵攻」または「対イラク戦争」と表現している)報道でも付きまとった。

確かに筆者がこれまでBBCW、CNNIとの比較で「ALJ」の報道内容を分析した結果でも、そこで選択されているトピックスには前二者とは大きな違いがあり、また、その内容も前二者では伝えられていない「事実」が含まれていることが多い。しかし、これまで「ALJ」がその報道内容をねつ造したというような不祥事はほとんど

どなく(もちろん、結果的に誤報であったものは少なからずある)、その意味ではジャーナリズムとしての活動に前二者と比して遜色はないといえるだろう。つまり、「ALJ」はCNNIやBBCWに比べて質的に劣っているわけではなく、単に視点(選択するニュースおよびその内容)が大きく異なっているのである。そしてこの「視点の違い」こそがまさに、それまでの欧米の視点によるグローバルなジャーナリズム活動の結果であったグローバルなニュースの独占を崩したという点で、「ALJ」の最大の存在意義があるといえよう。

この「欧米とは違う視点」という存在意義を最大限に發揮するため、「ALJ」は開局十周年に当たる〇六年、英語による放送局、「アルジャジーラ・イングリッシュ」を立ち上げた。世界のより広いオーディエンスに、「欧米からの視点ではない、別の視点から切り取った世界を見せる」(ニック・ウォルシュ報道局長)の狙いという。

アラビア語版の単なる翻訳ではなく全く独立した編集局を持つこの英語放送が、今後どのような報道を展開し、評価されていくのか注目される。

### 「アジアの視点」をうたうCNA

最後に、シンガポールに本拠を置く、「CNA」を紹介しよう。

「CNA」は二〇〇〇年に衛星による放送を開始した、英語を放送言語とするニュースチャンネルである。ただし、全世界に衛星ネットワークを持つ「ALJ」と異なり、現在使用している衛星

はアジアサットのみであるため、その視聴可能範囲はアジア・オセアニア地区に限定されているという意味では、リージョナルな放送局である。

しかし、「CNA」で特徴的なのはその編集方針である。アジアには衛星を使った英語国際放送を行っているニュース専門局は他にもあるが(例えば中国のCCTV9)、そのいずれもが「自国の情報または自国の視点を世界に」というのが狙いであるのに対し、「CNA」はシンガポールの情報や視点をトランスナショナルな空間に提供することを目的としているのではない。その設立の動機は九七年のアジア金融危機の際、世界の中でアジア諸国に関する情報がすべて欧米の視点によって支配されていたことに危機感を覚え、「アジアの放送局からもっと正確なアジアの情報をアジアに伝える」(チャイ・ティン・ニー副編集局長)ことであり、「アジアのさまざまな視点」(同)を紹介することにある。

実際、東京を含むアジアの十都市に支局を置き、一つの問題に対するアジア諸国のさまざまな反応を伝えるといった手法が売りではあるが、「ALJ」と決定的に異なるのは、他国のタブーには触れず、「アジア諸国のポジティブな側面の報道に力を入れる」(同)という点であろう。これは、「CNA」は国家資本を中心に運営されているメディアグループの傘下にあるため、多民族国家であるシンガポールの、全方位的で内政不干渉的な外交方針と歩調を合わせることを「期待」

されているからである。

それゆえ、「CNA」ではアジア諸国内の反体制勢力や民族紛争といった、体制側にとつてあまり触れられたくない問題は積極的には取り上げられない。例えばビルマ(ミャンマー)の民主化をめぐるアウンサン・スーチー氏関連のさまざまな動きに対する報道を見ても、旧宗主国であるイギリスのBBCWに比してその扱いは圧倒的に少なく、かつ論評を避け事実関係のみを伝える姿勢に徹している。

このように、「CNA」は「アジアのニュースの陳列棚」を目指してはいるが、そのジャーナリズム活動を通じて「アジアをあるべき方向に動かすこと」を志向してはいない。もしジャーナリズムの存在意義が「社会正義の実現」であるとすれば、アジアにおける「社会不正義」を暴くことに消極的な「CNA」は、ジャーナリズムとは呼べないとの批判も可能かもしれない。しかし、これは、単にシンガポール政府の外交方針だけでなく、東アジア共同体をめぐる議論でも明らかにように、アジアはヨーロッパやアラブ社会に比してさまざまな面で多様であり、共通の価値観、つまり「あるべき方向」を見いだすことが難しいというアジア社会の現状を反映している側面もあるであろう。

このように、アジアにおいては、トランスナショナルなジャーナリズムの構築は、現時点では容易とはいえないのである。



## 米ABC、朝夕の顔が交代

米三大ネットのイブニングニュースの一角、「ABCワールド・ニュース」のアンカー、チャールズ・ギブソンが二〇〇九年十二月十八日で降板した。後任は一九九八年から二〇〇〇年までABCの看板インタビュ番組「20/20」の共同アンカーで、傍ら九九年から朝番組「グッドモーニング・アメリカ(GMA)」のアンカーを務めていたダイアン・ソーヤーが十二月二十一日から就任した。これと連動する形で「GMA」の新アンカーには、九〇年代に民主党クリントン政権のもとで補佐官を務め、後にABCに転じたジョージ・ステファノポロスの就任が決まり、〇九年十二月十四日から新体制での放送が始まった。

ABCのイブニングニュースは〇五年四月までピーター・ジェニングスが二十年余りアンカーを務めたが、肺がんを患っていることを告白して闘病生活に入り、同じ年の八月に逝去。ABCでは、臨時アンカーを立てながら〇五年を乗り切った。〇六年一月三日、その後これまでのソロアンカー制を変更して共同アンカー制を取ることを発表。この時に就任したのがニューヨークのスタジオオを守るエリザベス・バーガスとスタジオ外の取

材・中継を主に担当するボブ・ウッドラフの二人だった。しかし、〇六年一月二十九日、イラクで移動取材中だったウッドラフが道脇に仕掛けられた爆弾に吹き飛ばされて深刻なけがを負い入院。またスタジオを守っていたバーガスは産休に入ることとなり、ABCでは半年もせぬ間に後任キャスターの再決定を迫られる事態に至った。

この中で〇六年五月、緊急登板したのがABCのベテランジャーナリストで、ソーヤーとGMAの共同アンカーを務めていたギブソンだった。その後、ギブソンはそのままアンカーのいすにとどまることとなり、〇六年夏に長年親しまれてきた「ワールドニュース・トゥナイト」を「ワールド・ニュース」へとタイトル替えし、ソロのアンカーとしての日々が始まった。しかし〇九年九月、ギブソンは〇九年末をもって「ワールド・ニュース」のアンカーを降りるとアナウンス。同時に後任はダイアン・ソーヤーとなることが発表された。

ソーヤーは、七八年、三大ネットワークの一角であるCBSに政治記者として入社してキャリアを積み始め、その後八九年にABCへ移籍。九九年から米国の朝を伝える「GMA」アンカーに就任している。これにより米イブニングニュースのアンカーは、視聴率トップを走るNBCが〇五年十二月に就任したブライアン・ウィリアムズ、〇六年九月に就任したCBSのケーティ・コーリック、そしてABCのソーヤーとなり、夕方ニュー

スの顔となるアンカーは二人までが女性アンカーとなる。

コロンビア大学のリチャード・ワルド教授は「これまで幾多の女性が乗り越えられなかった壁をぶち破り、夕方ニュースで二人の女性ソロアンカーがしのぎを削るのを私たちは目撃しようとしている」と指摘する(『ニューヨーク・タイムズ(NYT)』オンライン、〇九年九月二日)。

一方、ソーヤーの後任として「GMA」の朝の顔として抜てきされたのはステファノポロスである。クリントン大統領の選挙参謀として活躍し、その後ABC政治アナリスト、ワシントン首席記者を経て、日曜朝の政治トークショー「デイス・ウィーク」を切り盛りするまでになり、今やABCの顔としての存在感がある。四十八歳。GMAでも彼の政治に関する視点が随所に織り込まれるとみられる。

ABCニュース社では、夕方ニュースの新アンカーを九月の時点でソーヤーと決めていたが、ソーヤー異動に伴う後任の「GMA」アンカー人選におよそ四カ月を費やし、〇九年十二月九日、ABCはようやくステファノポロス起用を正式発表した(『NYT』オンライン、〇九年十二月十日)。

朝、夕の顔となるアンカーをほとんど同時期に一新したABCは、NBCを迫る視聴率万年二番手からの脱出を目指す新年を迎えた。

(金山 勉) 立命館大学教授

# 現地に溶け込み、人脈をつくる

## 苦しくも楽しかったリマ特派員時代

— 通信社の先輩が語る「私の体験記」②9 —

山崎 真二

(時事通信社OB)

一九七一年（昭和四十六年）時事通信社に入社、以来三十七年余の勤務のうち、三回の特派員を含めほとんどを「国際畑」で過ごした。内勤の外経、外信部や時事総合研究所時代もあるが、やはり特派員時代が懐かしい。とりわけ最初のリマ特派員るとき、ペルーで仕事をした思い出が強烈に残っている。

誠に月並みな表現だが、「苦しくも楽しかった」リマ特派員時代を振り返ってみたい。

一九七一年（昭和四十六年）時事通信社に入社、以来三十七年余の勤務のうち、三回の特派員を含めほとんどを「国際畑」で過ごした。内勤の外経、外信部や時事総合研究所時代もあるが、やはり特派員時代が懐かしい。とりわけ最初のリマ特派員るとき、ペルーで仕事をした思い出が強烈に残っている。

誠に月並みな表現だが、「苦しくも楽しかった」リマ特派員時代を振り返ってみたい。

七六年十二月十日午前一時すぎ、ペルーのホルヘチャベス国際空港に一人降り立った。空港からリマ市内の支局に向かう途中、屋根のない掘っ立て小屋の貧民街が延々と続く光景を目にする。前日立ち寄ったきらびやかなニューヨーク・マンハッタンとあまりにも大きな違いに大ショック。

だが、ショックはこれだけではなかった。前任者の支局兼住居に着いたのが午前三時ごろ。支局では「リマ時事速報」作りが始まっていた。時事の東京本社にあった海外部でその日の夕刊

段階までのニュースを編集、まとめたものを外電部から電波に乗せて南米各地に発信する。それを現地で受信して編集し直し、紙に印刷したものを読者である日本企業などに届けるという方式。

「その日の日本のニュースが読める」として当時、南米に進出してきた日本企業の駐在員たちの間では大変に重宝されたものだ。インターネットやパソコンが普及している今では考えられない代物である。

東京からの情報を受信して編集……と書くといかにも簡単に聞こえるが、当時のリマ支局ではいわゆる「漢テレ」の前の「テープ同報」を使用している、電波の伝搬状態が悪いと受信不良となる。受信できなければ、日本からの情報は入らない。ということ、速報作りができず、大事な仕事の大半が駄目になるとのことだ。

着任したその日も支局では、短波受信機から次々と出てくる細長い紙、通称「ウドン」に現れる日本語の文字の判読に大格闘。ようやく判読を終えたら、今度はそれを手書きでガリ版刷りにす

る。そんな恐ろしく前近代的な速報作りが明け方まで続き、前任者から「これからは君が毎晩、これをやる」と言われ、がつくり。赴任前の講習で覚悟はしていたものの、いざ実際の現場に立ってみるといかに大変な作業かを実感させられた。

しかも、日曜日を除く毎日、速報作りは深夜から明け方まで行われると知って、目の前が真っ暗に。この速報作りは私がリマを離任するまで、その後約五年半続くことになる。

夜勤を終えた後だから、その日は休みたいところだが、ニュースは待ってくれない。リマ特派員なんだから、少なくともペルーで起きる出来事をウオッチし、取材、記事にしなければならぬと気は焦る。

ところが、スペイン語がまるで分からない。あの程度スペイン語は勉強していたはずなのに、まるで通じない。赴任前、東京のペルー大使館で得た情報では英語の新聞や放送もあるということだったが、私がリマに着任する少し前に軍事政権下で外国語のマスメディアは原則禁止されてしまっていた。支局にはもちろん、ロイターやAFPなどのチッカーといった気の利いたものはない。

赴任して一カ月ぐらいいは本社外信部あてにまともな原稿は一本も送らなかつたと思う。

T外信部長からは「ペルーでは毎日、ニュースになるネタはないのかもしれないが一カ月もニュースがないことはあり得ないはず。もっと工夫せよ」といった。失望と怒りがにじみ出たテレ



筆者との単独インタビューに応じるフジモリ大統領  
(91年4月8日、都内のホテルで)

クスが入り、ますます気がめいる。「ペルーに赴任したら、ガンガン原稿送りますよ」などと大ボラを吹いた自分が恨めしくなった。「工夫せよ」と言われても、情報が取れないのだからどうしようもない。原稿を送らないのではなく、送れなかった、のである。

毎日、深夜から早朝までの速報作りで体力的にもフラフラ、肝心の記事も書けない。

さらに頭の痛い問題があった。リマ赴任前、本

社から「最優先課題」と厳命されていたリマ支局の法人化作業が遅々として進まない。

日本語とスペイン語を話す優秀な日系人弁護士と連れ立ってペルー法務省など関連の役所に毎週のように出掛けるのだが、責任ある担当官になかなか会えない。担当官の秘書と連絡を取り、指定された時間に行くのだが、散々待たされた揚げ句「あしたまた来い」という返事ばかり。うまく会えたとはいきや、「別の書類が必要だから来週末アポイントを取れ」とくる。まさに南米特有の「アスタ・マニャーナ」である。こんな状態がほぼ二カ月も続いた。

あれやこれやで、すっかりペルー嫌いになってしまった。「こんな所は一日も早く離れたい」と思い、いつそ本社あてに辞職願いのテレックスを打とうかなどと、落ち込んだこともある。

#### 食は文化なり

そんな時である。『南アメリカの内幕』の著者である米国人ジャーナリスト、ジョン・ガンサーの一文を日秘文化会館という、在ペルー日系人の文化施設の図書室で目にした。

それはペルー、コロンビアおよびボリビアに關し書かれた英語のエッセーで、「南米を理解するにはまず、そこのおいしいものを食べよ、そして文化を知り、そこの人々を愛せ」といった趣旨が書かれていた。

日本にいた時、『南アメリカの内幕』を読んだで感銘を受けていた私は、ガンサーのこの言葉

に大いに引き付けられた。

早速、法人化作業を手伝ってくれていた日系人弁護士にリマのうまいレストランを紹介してもらい、ペルーの伝統的な料理に挑戦してみた。

アンティークーチョ（牛ハツのくし焼き）、セビツチエ（魚介のマリネ）、ロモサルタード（揚げたじゃがいもと牛肉やタマネギのいためもの）など……。

いずれも、自分の舌に合う料理で、すっかり気に入ってしまった。それからは頻繁にペルーの普通のレストランでこうした食べ物に舌鼓を打つようになった。

すると、それまで大嫌いだったペルーやペルー人への関心が増し、彼らに対する見方も自分の中で少しずつ変化、次第に好転していったから不思議である。やはり「食は文化なり」だ。食べ物はその国や地域の文化である。食べ物に関心を持つようになれば、自然とその文化にも目を向けようになる。このお決まりのコースを私もたどるところになる。

インカ帝国の舞台となったペルーには市内の至るところに博物館や遺跡がある。そうした所にも足を運ぶようになった。そうこうしているうちに苦手だったスペイン語の会話のコツも少し分かるようになり、ペルー人ジャーナリストとも話せるようになっていった。それでも、スペイン語で何とか取材をこなせるようになったのは赴任後十カ月ぐらいたってからだったろうか。

ペルーの食べ物や文化や習慣への関心が増すにつれ、ペルー人の行動や考え方が理解できるようになった。

支局法人化手続きのたびに受けたペルー式対応。時間に極めてルーズで、約束の時間を守らないような態度。それまではイライラさせられ、猛反発。ペルー人嫌いの要因の一つだった。

ペルー人は人と会うにもせかせかせかない。日本や欧米のように何時何分きっかり、という感覚はあまりない。これをオーラ・ペルアーナ（ペルー式時間とでも訳すか）という。こういう感覚はペルー人の間でごく一般的であり、ペルー人にとっては二十分、三十分程度待つことは許容範囲内なのだ。それはペルー人が意図的に約束の時間を守らないではない。ペルー人が悪いのではなく、長年の社会的習わし、すなわち、すべて時間通りに行われないことが当たり前とされてきた社会だからである。一般のペルー人だけではなく、エライ人たちも時間厳守にこだわらない。

### フジモリ氏との出会い

赴任後、三年余りたったころ、日本人のペルー移住事業の取材でペルーの有力日系人にインタビューした。その中の一人にペルー農科大学長がいた。これが後にペルー大統領となるアルベルト・フジモリ氏だった。

インタビューの約束の日、リマ郊外モリーナの農科大学長室を訪れた。午後三時ごろだったと思う。秘書にインタビューに来たことを告げた後、

いくら待ってもフジモリ氏は姿を見せない。三分ほどしてようやく現れ、開口一番「オーラ・ペルアーナね」と言った。そのころには筆者もペルー式時間には慣れていたので、フジモリ氏の言葉の意味がよく分かった。インタビューはその後もムーズに行われた。

その後もペルー特派員時代、フジモリ氏とは何回も会見した。ほとんどの場合、当初予定の通りにインタビューが行われることはなく、オーラ・ペルアーナだった。

そのフジモリ氏が大統領になってから、日本に来た時である。都内のホテルに滞在していた同氏に単独インタビューを申し込んだ。

筆者はペルー滞在中のころを思い出し、フジモリ氏がオーラ・ペルアーナで会見すると思っていた。ところが、約束の時間ぴったりに同氏が現れたのにはびっくり。「日本では定期通りに行動します。オーラ・ペルアーナはペルーにいるときだけ」とにっこり。

ペルー人は時間を守ろうとしないルーズな人間ではないのである。彼らも、状況や環境が変わり、仕事のルールとあればきちんと相手との約束の時間を尊重する。これはペルー人だけではなく、ほかの南米の国の人にも当てはまるだろう。

### ウサ晴らしのためのフイエスタ

もう一つ、ペルー時代の強烈な思い出として、フイエスタがある。フイエスタとはもともとはスペイン語で「お祭り」の意味だが、日常的には

「パーティー」のことである。フイエスタには音楽とダンスがつきもの。ペルー人はフイエスタが大好き。週末にはしばしば家族や友人が集まってフイエスタを催し、大騒ぎをする。

ペルー赴任当初は「ラテン系の人間は遊び好き、ペルー人は踊って浮かれている」と思ったりしたものだ。

どういう因果か、ペルー人女性と結婚した筆者は妻の実家で頻繁に行われるこのフイエスタに半ば強制的に参加させられる羽目になった。

だが、何度となくフイエスタに加わって分かったのは、ペルー人もただ遊んで暮らしていればいいという「ノーテンキ」な人たちでは決してないということだ。

少なくとも当時のペルーは閉塞状況へいそくじょうきょうにあった。貧富の格差が固定した社会、とてつもないインフレに苦しめられる生活、長い軍事政権下での圧迫……。こうした状況を生きてきた多くのペルー人にはフイエスタはウサを晴らす手軽な手段。ペルー人が生きていくための生活の知恵とでもいえようか。ペルー人や南米の人々は仕事もしないで、踊って楽しむことばかり、という紋切り型のとらえ方は間違いだろう。

どうも締まりのない「体験記」になってしまっただが、「苦しくも楽しかった」リマ特派員生活は、本当の意味で現地に溶け込み、人脈を広げることがいかにジャーナリストにとって大事かを教えてくれたような気がする。

## 振り付けダイエットで歌手の写真利用

## マスメディア関連の裁判を見る (45)

(平成二〇年(ネ)第一〇〇六三号損害賠償請求控訴事件)  
(原審・東京地裁平成一九年(ワ)第二〇九八六号事件)

佐藤 英雄

一つの時代を沸かした「ピンク・レディー」の振り付けは、ダイエットに最適とした女性週刊誌の記事に、ステージなどで歌う写真が無断で利用されたとして、歌手の二人が出版社を相手にパブリシティ権侵害(民法の不法行為)で、百八十六万円の損害賠償を求めた事件。

東京地裁は平成二十年七月四日、請求棄却。知財高裁も同二十一年八月二十七日、控訴棄却の判決を言い渡した。

## 社会現象にまでなった振り付け

「ピンク・レディー」の二人は昭和五十一年、女性デュオとして登場してすぐの、「ペッパー警部」以来、斬新で大胆なコスチュームと過激な振り付けのステージアクションで、子どもから大人まで幅広く支持を受け、当時、その振り付けのまねが社会的現象にさえなった。二人は解散後、ソロのアーティストとして芸能活動を続ける一方、昭和五十九年以後も数回にわたり、期間限定でデュ

オを再結成し、コンサート活動をした。

被告は、週刊誌『女性自身』を発行する(株)光文社(東京都文京区)。同週刊誌の発行部数は約五十二万部(一審口頭弁論による)である。

原告らが無断使用として問題にした「ピンク・レディー」の写真は、平成十九年二月二十七日号の『女性自身』に掲載された。

白黒グラビアページ部分のうちの三ページに、「ペッパー警部」など五つの楽曲の振り付けを「ピンク・レディー」の題名で紹介し、二人の写真は計十四枚使用された。

その歌と振り付けは、「渚のシンドバッド」がピンク・レディーの全曲中で最も運動量が多いと紹介。「ウォンテッド」は二の腕とウエストに効果がある。「ペッパー警部」は内ももを細くしてヒップアップに効果がある。「UFO」は太ももと腰回りを強くする。「カルメン77」は上半身を美しくすると説明。ともに四コマのイラストと文字による振り付け図解解説が付いている。

このほか、「本誌秘蔵写真でつづる思い出」として、ステージやリハーサルで歌う「透明人間」「サウスポー」「Do Your Best」「マンデー・モナリザ・クラブ」「ピンク・タイフーン」などの写真が使われている。

この発売に先立つ同年二月十四日付の『毎日新聞』と『朝日新聞』の広告にも、「ピンクレディーダイエット」などの見出しとともに「渚のシンドバッド」を歌う原告らの写真が一枚掲載された。いずれの写真も、ペアで活躍した当時の原告らが、取材時間として公開、撮影を許したものである。

ピンク・レディーのヒット曲に合わせてダンスを踊るダイエットは、平成十八年秋ごろから主婦層を中心に流行。親会社の講談社からは、原告らが振り付けを実演する「ピンク・レディーフリック完全マスターDVD」が発売されている。

この記事を担当した契約記者と被告の編集担当者らは、週刊誌『女性自身』の読者層が子ども時代にピンク・レディーに熱狂した女性ファン層と重なることに注目。今は小さい子どもを抱える主婦層が、親子でコミュニケーションを図りながらピンク・レディーの曲に合わせた振り付けを利用してダイエットができる記事を企画したという。

## ピンク・レディーの存在なしで成立しない

原告は、使用された写真が誌面に占める面積が31%に及び、週刊誌等で通常モデル料が支払われ

るべきグラビア写真としての利用と同視できる。記事の解説部分は、楽曲の歌詞内容のごく一部を抜粋し、文章はごく簡単に振り付けの説明をしているのみである。読者がそこで紹介しようとしているダイエットを理解できるのは、読者がピンク・レディーの楽曲の歌詞や振り付けを鮮明に記憶しており、一部の歌詞だけでも容易にその楽曲全体を想起でき、かつ、写真一枚と四コマの図解説部分だけでもその振り付け全体を思い出すことができるからである。

従って、本件記事の企画構成自体、世間に広く知られたピンク・レディーの楽曲ならびにそれに合わせた振り付けと歌唱が存在することなしに成立し得ない。これはピンク・レディーの肖像等の著名性に依拠したもので、その顧客吸引力を利用して読者の購買意欲を引き付けようとするものであると主張した。

一方、被告は、楽曲のタイトルは楽曲という著作物の一部を成すものであり、振り付けは振付師によって創作されたものである。従って、楽曲を歌唱し、振り付けを演じたピンク・レディーは、実演家にすぎないのであって、その楽曲のタイトルや振り付けに対して何らかの権利を有するものではない。

また、楽曲のタイトルや振り付けそれ自体は、特定人の人格と一体化された象徴といふべき性格を持つものではない。

「本誌秘蔵写真でつづる思い出」の写真は、い

ずれも白黒写真で、大きなものでも縦九・一センチ横五・五センチにすぎず、グラビア写真としての使用と同視はできない。

さらに、この写真を使用した記事は、当時のピンク・レディーを懐かしんでもらうためのものがあり、過去の芸能事象や人物評伝を扱うジャンルの芸能記事と基本的に異なるところはない。このような場合にパブリシティ権が働かないことは明らかであるなどと反論した。

#### 芸能人の活動などは大衆の関心事

東京地裁（市川正巳裁判長）は最初に、「芸能人等の仕事を選択した者は、芸能人等としての活動やそれに関連する事項が大衆の正当な関心事となり、雑誌、新聞、テレビ等のマスメディアによって批判、論評、紹介等の対象となることや、そのような紹介記事等の一部として自らの写真が掲載されること自体は容認せざるを得ない立場にある」とした上、次のように判断（要旨）した。

(一) ピンク・レディーの振り付けの説明の一部または読者に振り付け等を思い出させる一助として、本件写真を使用したもので、(二) 使用の程度は、一楽曲につき一枚のさほど大きくはない白黒写真であり、(三) この記事の解説者の実演写真と、ひとことアドバイス、四コマの図解説など振り付けを実質的に説明する部分が各楽曲の説明の約三分の二を占め、写真は各楽曲についての誌面の三分の一程度にとどまり、(四) その宣

伝広告や表紙の見出しや目次においても、ことさら原告らの肖像を強調しているものではない。

「本誌秘蔵写真でつづる思い出」の記事と宣伝広告は、(一) 楽曲の振り付けを利用してダイエットを行うという記事に付随して、現在も芸能活動を続ける原告らの過去の芸能活動を紹介する記事であり、(二) 誌面一頁の約三分の一の中に、原告らが撮影されたさほど大きくはない白黒写真七枚を掲載し、(三) その宣伝広告や表紙の見出しや目次でも、ことさら原告らの肖像を強調しているものではない。

従って、本件写真の使用により、必然的に原告らの顧客吸引力が本件記事に反映することがあったとしても、それらの使用が原告らの顧客吸引力に着目し、専らその利用を目的としたものと認めることはできない、とした。

#### 写真が記事の中心にはなっていない

知財高裁（滝沢孝臣裁判長）も、二人の写真は、「通常の読者がグラビア写真として鑑賞の対象とするものとしては十分なものは認め難く、週刊誌等におけるグラビア写真の利用と同視できる程度のものでない」とし、「踊り方の簡単な説明の文章、二人の写真の大きさに比肩する大きさでの踊りの姿勢を取るAの写真、各楽曲についての四コマのイラストと説明による振り付けの図解説が掲載されるなどとしており、全体として見た構成において、必ずしも控訴人らの写真

が本件記事の中心となつてみるとみることができない」とし、「昭和五十年代に広く知られ、その振り付けをまねることが社会的現象になつたピンク・レディーに、子ども時代に熱狂するなどした読者層に、その記憶にある楽曲の振り付けで踊ることによつてダイエツトできることを紹介して勧める記事」と判断した。

その上で、「読者がピンク・レディーの楽曲および振り付けの記憶を思い返す助けやダイエツトを実践しようとする意欲を起こしてもらうために控訴人らの肖像写真を掲載したものであることなどをもつてしても、ダイエツト記事であることが否定されるものではない」として一審判決を支持し、控訴棄却した。

### ブブカアイドルの先行判例

【後書き】東京地裁の口頭弁論で、原告、被告の双方とも先行判例の「ブブカアイドル事件」(平成十六年七月十四日、東京地裁判決、『判例時報』一八七九号、『判例タイムズ』一一八〇号所載)を引用し、知財高裁でも控訴人は、同事件の控訴審判決(同十八年四月二十六日、東京高裁判決、『判例時報』一九五四号、『判例タイムズ』一二一四号所載)とともに、最高裁H P裁判例情報には未登録Ⅱを引用して争つた。

「ブブカアイドル事件」は、読者の投稿と追っかけカメラマンによる写真を掲載した雑誌、『ブブカスペシャル7』に掲載された有名女子タレン

トとモーニング娘ら計十六人が、同雑誌の発行者を不法行為で訴えた事例。

一審判決(市川正巳裁判長)は、私生活をのぞき見した写真のプライバシー権侵害による損害賠償を認めしたが、芸能人の脇の下の美しさを論評した記事に付けたグラビア写真については、有名人の顧客吸引力に着目したものと認められるものもあるが、類似のプライバシー権侵害は過去に事例がなく、有責性に欠けるなどとして賠償請求は棄却した。(一審判決の内容は、平成十七年五月一日付『新聞調査会報』五一五号の拙著、マスメディア関連裁判(一〇)に詳報)

この判決は原告と被告双方が不満として控訴した。東京高裁(雛形要松裁判長)は、「出版物であるとの一事をもつて、表現の自由による保護が優先し、プライバシー権の権利侵害が生じないと解するのは相当でない」とした上、「容貌ようぼうについても脇の下の見え方の紹介といった読者の性的な関心を呼び起こす不当な方法での写真の掲載と記述がその芸能活動に対する正当な批評ないし紹介となるものとは到底認められない」とし、「顧客吸引力を利用しようとする目的が出たものと認められる」として判決の一部を変更し、プライバシー権侵害の損害賠償を認めた。

### パブリシティー権尊重の「自粛」覚書

それまで、パブリシティー権の侵害が認められた事例は、カレンダーやメダルなど、有名人の肖

像を直接、商用に利用したもので、単行本や雑誌記事に伴う使用では存在しなかった。

「ブブカアイドル事件」の記事は、いささか品位に欠ける内容ではあるが、二審判決は雑誌記事に対する初適用であり、問題を投げかけた。判例二誌がそろって取り上げた理由もそこにあるようだ。

また、二審の段階で明らかになったことは、著名な芸能人らの氏名・肖像は、その利用者と芸能人や所属プロダクションらとの間で、対価を支払い、その使用の許諾を受ける取引慣行が成熟し、近年、その取引市場がますます巨大化・広範囲化していることである。

その中で、雑誌掲載に際し、相当額の掲載料が支払われる取引慣行があり、三十七誌もの雑誌社と、パブリシティー権を最大限尊重し、これを侵害するような肖像使用を行わない旨の覚書等を締結。無断使用行為で五百万円もの賠償金を支払った例があるという。

同事件では原告のうちの十人が、書証として同取引協定書を提出したが、朝日、毎日、読売の各新聞社発行の週刊誌や新潮、文春などの大手雑誌社の週刊誌(この中には光文社の『女性自身』も含まれている)は類似の協定書を結んではおらず、掲載料支払いの実例についても立証がなかったため、「取引慣行がある」とする主張は認められなかった。

(朝日新聞社社友)

## メディア談話室

## 新聞界に波乱の兆し？

藤田博司

日本の新聞界にもいよいよ大きな波乱の時代が訪れようとしているのだろうか。『毎日新聞』が二〇一〇年四月から共同通信に再加盟するというニュースは、ちよつとそんなことを予感させた。

『朝日』『毎日』『読売』の全国紙三社が共同通信から脱退して、内外のニュースを自前で取材する態勢を取ったのは一九五二年、半世紀以上も昔のことになる。その後、三社とも海外ニュースは共同の配信を受けることになったが、国内ニュースは自前で報道を続けてきた。その三紙のうちの一つがこれまでの経営方針を転換するというのだから、少なくともメディア界にとっては大きな出来事に違いない。

## 『毎日』の共同再加盟

『毎日』としては、共同に再加盟することにより、役所の発表ものなどは共同のニュースを使い、自社の記者を調査報道や解説報道などに振り向けて、深みのある紙面を作りたい考えだといふ。同時に、共同加盟社の一部地方紙との提携協力を進め、地方版の記事の提供を受けるなどして

紙面の充実に役立てたいようだ。

これは要するに、『毎日』が全国隅々に支局や通信部を置いて取材網を維持していくことが難しくなったということだろう。社内では、地方の取材態勢を縮小しないと説明しているようだが、それでは経費の節減にもつながらないし、共同に再加盟することの意味も薄れてしまう。地方の支局・通信部などの再編、縮小は避けられない。

『毎日』は実質的には東京、大阪、名古屋、福岡周辺の大都市圏を対象とするブロック紙への道をたどることになるだろう。現に各県別の新聞発行部数では、大都市圏以外の県での『毎日』の市場占有率（普及率）はほとんどが一ヶ台にとどまっている。中には富山、石川両県のように1%に満たないところもある（二〇〇七年／ファクタ・オンライン）。実態は既にブロック紙に近い存在になっているとも言える。

こうした状況を見ると、『毎日』にとって地方の再編成は避けて通れない道であり、今回の決断もむしろ遅きに失したのではないかと思われる。共同への再加盟が「全国紙の看板を下ろす」こと

になるとして、反対する声も社内では少なくなかったという。が、もはや背に腹は代えられないところに来ていることが分かる。

## 再生へ変身を期待

共同再加盟後の『毎日』がどうなるか。共同から国内ニュースの配信を受ける代わりに、自社の取材要員を調査報道や深みのある解説、分析報道に重点的に充てることができるかどうか。一部地方紙との提携協力を基づいて地方版をどのように作り替えていくのか。春以降の『毎日』紙面の、新聞再生につながる変身を期待したい。

ただこれを成功させるには、幾つかの課題を克服しなければならない。「変身」を遂げるには社内、とりわけ編集現場の意識改革が必要だ。調査報道、解説、分析などで他紙にない特色を打ち出そうというのであれば、記者、編集者にニュース価値判断の転換を求めねばならない。これまでの情性で他社との競争を続けるのではなく、独自の問題意識を磨き、横並びの競争を思い切って捨てて、本当に価値あるニュースを掘り起こす必要がある。それができるかどうか。

これは現場の記者に染み付いた昔ながらの仕事の仕方を根底から改めることでもあり、抵抗も小さくないだろう。しかしそれを乗り越えられなければ、『毎日』が目指す再生はおぼつかない。逆に、それを乗り切れれば、日本のジャーナリズムの悪弊の一つ——横並び報道——を打ち破るきっかけ

になるかもしれない。

記者クラブを足場に同じ取材源を対象に取材し、同じような視点、同じような表現でニュースを伝えることが、これまで当たり前のように繰り返されてきた。『毎日』がもしこれとは異なるスタンスでニュース報道に取り組むなら、ジャーナリズムに新風を吹き込むことができる。

### 沈黙『読売』の思惑

それはさておき、今回の『毎日』の動きを伝え十一月二十七日朝刊の報道は、新聞によって大きな違いを見せた。『毎日』は当然ながら、これを一面左肩トップで報じた。『朝日』も同じように一面のほか、総合面、社会面でも大きく扱い、このニュースの意味を多角的に伝えていた。

これに対して『日経』は企業ニュースとして十三分に中三段見出し、『産経』は第三社会面でベタ扱い、『読売』に至っては一行もこのニュースに触れなかった。『読売』が現場の記者やデスクの判断でこのニュースをボツにしたとは思えない。恐らく上層部の意向で報道を控えたのだろう、いささか異様とも思われる沈黙だった。

『読売』の思惑がどうだったのかは、推し量るしかない。げすの勘繰りを承知で言えば、『毎日』の共同再加盟のもたらす波紋が、『読売』の描いていた新聞界再編の行程表のどこかにさざ波を立てたのではないか、と思われる。

かつて『読売』は「全国制覇」を目指し、地方

紙に勝つために共同を弱体化させることをもくろんでいるといわれた。そのために幾つかの布石を打っているともうわさされていた(そのもくろみが過去のものになったという証拠はない)。

『毎日』の共同再加盟は、少なくとも当面、共同を助ける方向に働くだらう。分担金収入の面ではともかく、『毎日』の再加盟は共同加盟社全体の部数を大幅に押し上げる。多少とも通信社の威信を高めることは間違いない。『毎日』と地方紙の提携協力が順調に実現できれば、『読売』の地方紙戦略に狂いが出てくる可能性もある。

全国にあまねく取材網を張り巡らせることが財政的に大きな負担であることは、『読売』や『朝日』にとっても変わりあるまい。『朝日』でも一部地方紙に対して記事や取材の提携を打診しているといわれる。両紙にとってもこれまで通りの取材態勢を続けていくのかどうか、見直さねばならない時期に来ていることは確かだろう。

### 通信社の再編も

この問題はまた、日本の通信社の在り方にもかわってくる。共同、時事の二つの通信社を取り巻く環境も甘くない。

時事は日本経済の低迷とロイター、ブルームバーグなど外国通信社との競争で経営環境が一段と厳しくなっている。共同も加盟紙の業績不振で分担金収入が落ち込んでいる。日本の市場にもはや、二つの通信社を支える力がなくなっているの

ではないかとの指摘もある。

ここへきて、これまで何度か取りざたされてきた共同と時事の統合の可能性が、またささやかれ始めているのも偶然ではあるまい。『毎日』の共同再加盟によって、全国紙と通信社の関係見直しを含めた通信社の将来像を議論しなければならぬところに来ているのかもしれない。

五十八年前の全国紙三社による共同脱退以来、共同は地方紙の利益を代表する通信社としての性格が強かった。しかし『毎日』の再加盟で、『日経』『産経』と同じように地方紙とは利害の異なる共同加盟社の発言力が高まるかもしれない。また地方紙の間にもブロック紙と県紙、県紙でも大都市圏のそれと大都市圏以外のそれとの間に、それぞれ微妙な利害の食い違いがある。

共同はこれまで以上に、そうした加盟社間の利害の調整に苦慮することになるだろう。そしてその上で、『朝日』や『読売』、時事との関係の見直しを慎重に進めていかねばならない。

共同、時事の統合にせよ、あるいは別の選択肢にせよ、近い将来、通信社を軸にした変動が起きることは避けられそうにない。その時は恐らく、全国紙も地方紙も、さらには放送も含めた日本のメディア全体にかかわる大きな再編の動きが始まることになりそうだ。共同にとっては十年、二十年先を見据えた構想を持って取り組まねばならない課題になるだろう。

(共同通信社社友)

## プレスウォッチング

### 普天間基地グアム移転騒動

「日米合意」の問題点を検証せよ

日米安全保障条約改定から五十年、沖縄米軍・普天間基地移設と米海兵隊八千人のグアム移転計画の行方が、二〇一〇年新春早々の外交課題として急浮上してきた。昨年「チェンジ」を合言葉に誕生した日米「民主党政権」の「手綱さばき」が注目されているが、年末の日米交渉では解決への糸口も見いだせないまま越年、鳩山由紀夫政権の力量が問われる厳しい政治状況である。この問題は一九九六年（橋本龍太郎政権）以来、もめ続けしてきた「沖繩のトゲ」ともいわれる難題中の難題。政権発足から四カ月にも満たない鳩山政権が苦悩するのは当たり前で、「せいでは事を仕損じる」——慎重に対処してほしいと願うばかりだ。

#### 「世界一危険な基地」を13年も放置

本論に入る前に、鳩山民主党政権誕生の跡を振り返っておきたい。四カ月前の昨年八月三十日に行われた第四十五回衆議院選挙は、自民党による「五五年体制」を瓦解させる歴史的選挙だった。民主党が三〇八議席（公示前は一一五）で圧勝、自民党は一一九議席（三〇〇）と予想外の大敗

北。国民の多くが「驕れる自民党」に愛想を尽かし、政治変革を切望した結果である。「敵失（自民の失政）に助けられただけ」と冷笑する向きもあるが、民主国家における「民意の重さ」を正面から受け止め、従来の政治姿勢を徹底的に検証し、平和で住みやすい社会の構築を目指す民主党の理念が支持されたと受け取るのは当然なこと。鳩山首相の所信表明演説（10・26）にも共感できる点が多く、要は大胆な政策を早期に国民に提示し、実行に移すことだ。新政権約四カ月の流れを見て、紆余曲折の混乱が見受けられるものの、果敢な政策実行を期待しているのが、大多数の「民意」と考えられる。

そもそも、普天間飛行場代替地として「辺野古（名護市）への移設」を決めたのは九六年だったが、地元との調整が難航して十年間放置されていた。その後、〇六年の「米軍再編協議」によって辺野古沖への移設修正案で決着するかに見えたが、新たな難題が浮上したまま三年間もたなざらし状態。九六年以来十三年もの歳月が流れ、「世界一危険な普天間飛行場」の地元・宜野湾市民の恐怖は今なお続いている。東西冷戦終結（一九八九年）から二十年、国際情勢の変貌は著しい。徐々にではあるが軍事優先の時代から脱皮し、軍縮へ向かうウネリが高まってきている。米軍再編と普天間問題もまた、時代の流れに沿って検証作業を推進し、「基地・沖縄」の負担軽減に全力を尽くすことこそ日米両政府の政治責任である。

まず「在日米軍再編『最終報告書』（06・5・1）の「兵力削減とグアムへの移転」の項に「約八千人の第3海兵機動部隊の要員と、その家族約九千人は、部隊の一体性を維持するような形で二〇一四年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。…：沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される」と明記されていることを確認しておく。

米国側が国際環境の変化に即応するため、沖縄駐留米海兵隊の実戦部隊をグアムに移す新軍事再編計画にギアチェンジしたことは明らかだ。米軍側からすれば、軍事戦略上の変更にすぎず、「沖縄基地を維持し続ける必要性が薄れた」と、ドライに判断した結果に違いない。

#### 核心突いた宜野湾市長文書

伊波洋一・宜野湾市長は十一月二十六日、鳩山首相をはじめ与党国会議員に文書を提出して、基地撤去を訴えた。「普天間基地のグアム移転の可能性について」と題した克明な調査報告であり、実証的で実に優れた文書である。沖縄県紙を除いては、大多数の新聞が取り上げなかった（報じた新聞もベタ扱い）のは、メディア側の問題意識の欠如を物語るものだ。そこで、この文書が指摘していた一部をピックアップして、普天間移設がも

つれた原因の一端を探ってみたい。伊波文書によると、グアム移転問題は〇五年十月の日米安保協議委員会（2プラス2）で提起され、翌〇六年五月の「再編実施のための日米ロードマップ」で合意したもので、概要は先に示した通りである。

伊波市長はグアムなどの現地を見て回って「普天間基地撤去」を訴える傍ら、米公文書などをきめ細かく収集・分析に努めているだけに、説得力があり、実に参考になった。中でも「日米ロードマップ」が公表された直後の〇六年七月「米太平洋軍司令部は『グアム統合軍事開発計画』を策定し、同年九月にホームページに公開した。その中で『海兵隊航空部隊と伴に<sup>と</sup>移転してくる最大67機の回転翼機と9機の特別作戦機CV-22航空機用格納庫の建設、ヘリコプターのランプスペースと離着陸用パッドの建設』の記述。すなわち普天間飛行場の海兵隊ヘリ部隊はグアムに移転するとされた」と明記されていたことを初めて知った。

「伊波文書」の末尾に衆院外務委員会（09・4・8）での証言も記録されている。「グアム調査（07・7）の際、グアム統合計画室とアンダーセン基地の二カ所の説明で、沖縄からの海兵隊のグアム移転は、米軍のアジアを含む軍事的抑止力の強化につながることも強調していました。……最新のものとしては〇八年九月十五日に、下院軍事委員に提出した、国防総省グアム軍事報告書があります」と具体的に証言し、「ロードマップでも、八千人の部隊は一体的にグアムに移転するとされ

ていることから、私は普天間基地の航空部隊は、KC130部隊関連を除いて、グアムに移転するものと考えてきました」と明快に述べている。

米海兵隊司令官コンウエー大將は上院軍事委員（09・6・4）で「計画の要の一つである普天間代替施設は、完全な能力を備えた代替施設であるべきですが、沖縄では得られそうもありません。グアム移転は即応能力を備えて前方展開態勢を実現し、今後五十年にわたって太平洋における米国の国益に貢献することになる」と明言したと、『週刊朝日』（09・12・11号）が報じていたが、米軍再編のシナリオを率直に示したものだ。

#### 一方的情報で過剰報道に走ったメディア

以上、事実関係を考察した結果、「普天間基地の米海兵隊グアム移転」は米軍再編計画の一環と思えるが、「辺野古への移設ができなければ、日米同盟に重大な支障」と騒ぎ、世論をおおりに過ぎた気がする。日米両政府の不手際が混乱を招いた主因だが、メディア側の過剰報道が危機を増幅させてしまった、と指摘せざるを得ない。

十三年間も問題を先送りしてきた日米両政府の責任は重大だ。前政権の「負の遺産」を引き継いだ鳩山、オバマ新政権が過去の取り決めに徹底検証し、手直しに努力することこそ「日米同盟」深化につながる外交姿勢ではないか。ところが、沖縄県紙を除く本土の新聞・テレビは「伊波文書」どころか、十年余の交渉経過をきちんと総括せず、「辺野古移転を推進しないと、日米関係が悪

化する」との大報道に走り、さながら「鳩山政権バッシング」の様相となった。さらに、米紙の厳しい論調や知日派米国人のコメントに傾斜した報道も異常過ぎる。米国の一部の意見や国内保守派論客の見方を引用して「国益か、日米同盟か」と二者択一を迫り、「普天間問題にいら立つ米国……」鳩山首相の先送り発言「は無責任」など、

一方的・感情的と思える報道は納得できない。前段で指摘したように、沖縄・米軍基地の今後について検討・見直し作業を日米両新政権が協議することは大事なはずなのに、目先の案件処理の不手際を追及するだけで、激動する国際情勢を分析して新聞社独自の主張を展開しないようでは、権力を監視するジャーナリズムの資格はなく、単なるリポーターと批判されても仕方あるまい。

「冷戦思考と対米従属根性を引きずったままの日本の外交・防衛官僚は、米軍が削減・撤退すれば日米同盟が弱まるという時代錯誤の危機感にとられて、むしろ『思いやり予算』や『辺野古に基地をつくりますから』と言って、何とかして米軍を引き留めようとしている。……鳩山政権としては、あくまで海兵隊のグアムへの全面撤退を主張し、それが直ちに実現できない場合の『県外』もしくは『県内』移設の方策を見出すべきである」との指摘（高野孟ブログ09・12・4）に共感する。とにかく、鳩山政権は検証作業を急ぎ、対案を示して抜本的打開策を打ち出すべきである。

（池田 龍夫ニジャーナリスト）

## 放送時評

### 日本国際放送、赤字幅拡大見通し

#### 対外発信で求められる総合戦略

二〇〇八年四月に、日本の海外への発信力を強化することを目的としてサービスを開始した「株式会社日本国際放送（JIB）」が、〇九年度は一億六千三百万円の赤字になる見通しとなった。

日本における国際放送は長らくNHKが事業運営を担ってきたが、政治経済のグローバル化や中国など新興国の国際発信力が強化される中で、日本でもこれまでの国際放送を抜本的に見直し、その発信力強化を図るべきだとの声の高まりを受けて、この日本国際放送が設立された経緯がある。

この日本国際放送の大幅赤字は、日本で国際放送サービスを維持・発展させることの難しさを示したことになるのではないか。設立までの経緯を簡単に振り返ることで、改めて日本での国際放送の課題について考えてみよう。

#### NHK国際放送の改革論議の背景

日本国際放送の設立のきっかけとなったのは、〇六年一月に当時の竹中平蔵総務相の肝いりで設置された「通信と放送の在り方に関する懇談会」（竹中懇談会）での論議である。同年六月にまと

められた竹中懇談会の報告書では、通信・放送制度の大幅な規制緩和を進めるよう提言。その内容を基に、当時、与党であった自民党・公明党と総務省との間で、今後の通信・放送政策の在り方に関する意思統一がなされ、「政府与党合意」としてまとめられた。

政府与党合意の国際放送に關しての記述を見てみると、「新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する」とまとめられている。これを受け総務省では、この問題を情報通信審議会に諮問。審議会の下に「映像国際放送の在り方に関する検討委員会」が設置され、日本発の海外向け映像国際放送の強化策が検討される。

前後して〇六年十月に、当時の菅義偉総務相は、安倍政権が重要政治課題として掲げた「北朝鮮による拉致問題」について、NHKラジオ国際放送に対して、命令放送制度に基づき重点的に扱うと発言。この発言には批判・反発が相次いだものの、菅総務相はNHKラジオ国際放送に対する実施命令の変更という形で、電波監理審議会に諮問を強行。電波監理審議会は国際放送の実施命令の変更に関して、その答申に「総務省において、従前と同様、日本放送協会の編集の自由に配慮した制度の運用を行うことが適当である」との一文を付け加えたものの、実施命令の変更は「適当」との判断を下した。

この一連のやりとりにより、NHKラジオ国際放送の「命令放送」という制度そのものがフォーカスされたことで、前後して始まった映像国際放送の在り方に関する検討委員会の論議に注目が集まることになる。そのような中で検討委は、新たな外国人向けの映像国際放送の設立に向け、国際放送強化のための具体的方策や事業主体・財源などについて論議を重ね、〇六年三月に「最終とりまとめ」を行う。ここでは、NHKの国際放送を「在外邦人向け」と「外国人向け」に分離した上、「外国人向け」放送をNHKの子会社に委託することにより実施する案が示されるとともに、その事業主体には民間による出資・支援を求めること、広告収入の検討やインターネットの積極的な活用などが示された。

検討委の論議を受けて、二〇〇七年十二月に行われた放送法の改正において、「新たな国際放送の制度化」に関しては、NHKの国際放送業務を「外国人向け」と「在外邦人向け」に分け、外国人向けの映像国際放送に関しては、新たな法人に委託する制度を設けることとするともに、先に問題となった国際放送の命令放送制度についても放送法の改正がなされた。具体的には、国際放送の命令放送制度に関して、総務大臣が放送を「命ずる」との文言を「要請する」に改め、NHKはこれに応じるよう「努める」とし、NHKには努力義務を課す形に改められた。

## 日本国際放送の設立と展開

以上のような放送法の改正を経て、株式会社日本国際放送は、〇八年四月にNHKが資本金の五千万円を全額出資する形で設立される。初代の社長には元NHK解説委員長で、外務省報道官を経験した高島肇久氏が就任した。

同社は〇八年八月に新体制を確定。NHKによる一億五千万円の追加増資もなされ、翌九月から主に海外在住の外国人を対象とした英語放送の業務を開始した。

また、映像国際放送の在り方に関する検討委員会でも議論となっていた民間企業の参加に関しては、同年十月に、日本テレビ、TBS、フジテレビ、テレビ朝日の在京民放四局を含む民間会社十三社、NHKの関連団体二団体が、合計一億九千万円の第三者割当増資を引き受けて出資参加。これにより、日本国際放送の資本金は、三億九千万円に増額されることとなった。

さて、サービスに関しては〇九年二月二日より、NHKの映像国際放送として、主にニュースを中心にサービスを行ってきた「NHKワールドTV」に関する業務の一部を受託し、それにJIBの独自番組の放送も含め、全面的に業務を開始した。このJIBの独自番組の放送枠では、民間企業からの番組提供やCMの放送も可能となった。編成は四時間を一つの単位として、一日六回の放送を繰り返し返すというもの。毎正時から最新ニュースを、毎三十分からは経済・日本の文化などを扱った情報番組を放送している。

JIBの放送は、まずインターネットを介して全世界に送信。海外基地局で受けたものを、再度地域向け衛星にアップリンクするほか、地上放送局やケーブルテレビなどを介して配信している。それらを合わせると、世界約八十カ国・地域の約一億一千万世帯が住むエリアを対象としていることになる。

また、〇九年二月からは、放送サービスが届きにくいところに住む視聴者のために、インターネットサービスによるPC向けのリアルタイム再送信も開始された。

番組に関しては、先に述べたように〇九年二月から、JIBの独自番組が放送され、この枠にはJIBで独自の調達する番組のほかに、CS放送やケーブルテレビでサービスを行ってきたニュース専門チャンネルである日経CNBCが、経済ニュース番組の提供を始めている。

ただし、その経営環境は発足当初から厳しい状況にあった。CMという独自の収入源を持つているとはいっても、元来、この手の放送に広告が付きにくく、加えて、〇八年秋の米国の金融危機をきっかけに始まった世界的な不況の波が、広告市場の冷え込みをもたらし、JIBへのCM出稿にも大きな影を落としているという。

また、麻生前政権の下で緊急経済対策の一環で、コンテンツ産業の振興策としてローカル放送局が制作した番組を海外に発信するという補正予

算が組まれ、JIBの放送枠でそれらの番組を展開する案が水面下で進んでいた。しかし、九月に誕生した鳩山内閣が麻生政権が立てた補正予算をすべて見直しの対象とし、結果、この補正予算措置は見送られることになった。そのため、JIBでの放送を目当てにしていた地方民放局制作の番組企画も中止になったという。このようなこともあり、JIBの今年度の赤字は、当初の見込み額であった三千九百万円を大幅に超えることが現実になったのである。

今回露呈したJIBの経営状況の厳しさは、図らずも国際放送による日本情報の海外への発信の難しさを再認識させることになった。先に紹介した検討会でも、民間企業の参加や広告収入に期待するのは難しいとの声が多かった。

今回のJIBの設立に当たっては、当時の与党・自民党内にあった中国など新興国への感情や竹中懇で示された規制緩和や競争原理の導入といった当時の政策状況といった国内の事情が優先され、このような事業設計に本来求められるべきサービス内容の強化や受信のための回路整備、認知率の向上のための方策には十分、力が注がれていないように思えてならない。

海外の日本理解の促進策を進めるに当たっては、より総合的な戦略が必要であろう。日本側の自己満足で終わらない国際放送の在り方が検討されるべきなのである。

(音 好宏 上智大学教授)



## 新聞販売部数、回復傾向に

中国—大都市部の09年上期

二〇〇八年の値上げで離れた新聞読者が戻りつつある——〇九年上半期、こんな中国大都市部の新聞販売動向を、調査会社「世紀華文」がまとめ、『中国報業』誌九月号で発表した。

北京、上海、南京など大都市部の新聞スタンド、コンビニなど約四千万所で、「都市報」と分類される新聞をサンプル調査したもの。都市圏住民のライフスタイルや嗜好に合わせて編集された一般日刊・夕刊紙で、一九九〇年代以降、中国の新聞界の主力を成す。結果は、新聞界全体の販売動向をある程度反映したものと考えられる。

都市報の多くは〇八年、新聞用紙代の高騰に伴い、価格を値上げした。一部読者はこれを嫌って、〇八年下期、新聞販売部数は減少した。しかし、今回調査によると、多くの都市でこれらの即売部数が回復傾向にあることが分かった。

以下、都市別に傾向を追ってみる。まず、南京。南京ではここ数年、新聞社間で値下げ合戦が起きていたが、〇八年の用紙代高騰を機に一転、一部売り価格を改定。結果、同下期には全体で10%近くも即売部数が減少した。そこで、各社は〇九年初め、用紙代が下落すると、全国に先駆け

て価格を〇七年水準に戻した。これが奏功して、〇九年上期には前期比で1%ほど増加させることができた。同市の即売市場で大きなシェアを持つ新聞は『金陵晚报』『現代快报』『揚子晚报』『南京晚报』など。この四紙でシェア九割以上を占める。前二紙の部数回復が著しいという。

同調査では部数を実数では明らかにしていないが、『中国新聞年鑑』〇八年版によると、南京以外での発行分を含めて『現代快报』の平均発行部数(〇七年)は七十九万部、『揚子晚报』は百四十八万部、『南京晨报』は十五万部である。なお、『金陵晚报』は同年鑑で部数を公表していない。

北京では〇九年初めの時点で、新聞価格を用紙代高騰以前に戻していないが、それでも全体の即売部数は〇八年下期を上回って回復傾向にあるという。即売市場でシェアの大きな新聞は、『北京晚报』『新聞年鑑』での部数七十八万部、『京華時報』(六十三万部)、『新京報』(未公表)、『法制晚报』(二十六万部)など。四紙で九割以上を占める。同期、四紙間のシェアに大きな変化は見られない。

広州・深圳・佛山・中山・東莞の五都市は、広州を中心とした一大都市圏、いわゆる「珠三角」を構成している。この即売市場で最大のシェアを持つのは、『広州日報』(同未公表)、次いで『羊城晚报』(同百二十五万部)、『南方都市报』(同百四十万部)。中でも、『広州日報』が他を圧倒し、占有率は約六割に達するという。『中国報業』誌

上では北京同様、伸び率を明らかにしていないが、この都市圏でも、都市報の全体部数は〇八年下期の落ち込みを回復した、としている。

一方、上海は上記三都市とは異なり、即売市場での部数が好転せず、都市報は逆に前期比で4%近くの減少となった。

これはここ数年、ニュースよりも実用的な生活情報を前面に打ち出した「生活情報紙」とカテゴライズされる新聞が、即売市場に参入し、都市報読者を奪っていることも影響している——と調査は分析している。

それにしても、〇八年上期、都市報全体で百六十四万部とカウントされたものが、同下期七十五万部、〇九年上期が七十二万部という減り方は尋常ではない。〇八年下期の落ち込みは七月の一斉値上げが響いたもので、それが新興媒体の挑戦下、思うように失地回復できていないのだろう。

この地区でシェアが大きいのは、『新民晚报』『新聞年鑑』部数百万部、『新聞晨报』(同四十万部)、『新聞晚报』(同二十四万部)、『揚子晚报』(同百四十八万部)など。〇九年上期、シェアトップの『新民晚报』を『新聞晨报』が猛追する情勢、という。

新聞社の収入は広告収入が圧倒的だとはいえ、インターネットをはじめメディアが多様化している状況下、部数の維持拡大は中国の新聞にとっても重大だ。下期の動向が注目される。

(木原 正博) 日本新聞協会審査室長

◎調査会、公益法人に認定

【新聞通信調査会（長谷川和明理事長）は十二月二十二日、東京都から公益財団法人への移行認定を受けた。

調査会は平成二十年五月の理事会と評議員会で、公益財団法人への移行方針を決定。その後、新定款の作成や事業内容の見直しを進めた上で今年七月に都に認定を申請し、公益認定等委員会で審査を受けていた。

◎講演会

【新聞通信調査会と同盟クラブは十二月十五日、東京都港区虎ノ門の通信社ライブラリーで講演会を開いた。講師は時事通信社編集局総務の軽部謙介氏、演題は「米の権力構造と日本」。

◎時事通信社友会懇親会

時事通信社友会（榊原潤会長）年末懇親会は、十二月九日、東京・東銀座の時事通信ホールに会員九十九人、社側三十人が参加して開かれた。

あいさつに立った榊原会長は「何と云っても今年の大きな話題は民主党への政権交代だ。これによって国民が政治に強い関心を持つようになったことはいいことだと思う。皆さん、自分の意見をしっかりと持ちながら楽しい人生を送りましょう」と述べた。

この後、ゲストの中田正博時事通信社長が「現在マスメディア業界は経営的に厳しい状況に置かれている。わが

社もシステムコストの徹底した削減など生き残りを懸けた手だてを進めている」と述べ、懇親に移った。平成二十一年末の会員は五百四人。五月の通常総会以降に逝去した方は十三人。

長寿会員は次の通り（敬称略）

▽米寿（三人）▽大政掌、折原勝、寺田正之▽喜寿（二十人）▽佐々井貞明、久保博資、中村善彦、徳増金吾、田久保忠衛、荒井勇、角田昌弘、本庄博、江川栄治、関口実、古旗広光、中尾一郎、生方克行、山岸幸男、竹下陽一、蓮見博昭、堤久雄、山田桂三、山本敏男、吉沢豊寿

◎同盟学寮生・古野奨学生を募集

【同盟育成会（山内豊彦理事長）は、平成二十二年度の同盟学寮入寮生と古野奨学生を募集する。詳細は同盟育成会のホームページに。

【同盟学寮入寮生】対象は原則として平成二十二年四月に首都圏の大学、短大等に入學予定または在学中の学生で、働きながら勉学する健康優良、志操堅固、人物優秀な者。二年以上の在寮が見込めることが必要。寮所在地は東京都新宿区市谷仲之町2の29。都営地下鉄新宿線曙橋駅から徒歩約五分。寮費は月額三万円（日・祝祭日を除き朝夕二食付き。パソコン・インターネット使用料を含む）。申し込みは二十二年三月五日（金）まで。

【古野奨学生】対象は原則として平成二十二年四月に大学、大学院、短大、高校に入學予定または在学中の学生で、奨学金の貸与が必要と認められる者。申し込み時点で在学する学校の学校長の推薦状が必要。貸与月額、大学生三万円、高校生二万円。返済は卒業後一年猶予、二年目以降、分割払いで十年以内に。無利子。申し込みは二十二年四月二十三日（金）まで。

【問い合わせ・申込先】募集要項、申し込み用書類等は、学寮、奨学金とも同盟育成会ホームページからダウンロードできる。郵送希望者は〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-5-16 晩翠ビル内 同盟育成会まで、八十円切手を添えて請求してください。TEL 03-3593-2055 E-Mail ikusei-k@solei.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.doumei-ikuseikai.or.jp>

◎忘年ビール会

同盟クラブは十二月十五日、東京・有楽町のニュートーキョーで恒例の忘年ビール会を開いた。

冒頭、山内豊彦会長が「虎ノ門の事務所がリニューアルされ、見違えるほどきれいになりました。通信社ライブラリーや談話室もあります。皆さんに気軽に立ち寄っていただきご利用いただければと願っています」とあいさつ

し、懇談に移った。この日の出席者は約六十人だった。

【編集後記】

▽明けましておめでとうございませう。鳩山政権発足後の「パンドラの箱」は新年を迎えても、そのまま。巻頭の講演記事で、普天間飛行場問題をめぐる迷走ぶりが、紹介されています。

▽先送りされた懸案について首相は、「いずれ国民の皆さんもこの答えが最適だったと分かる時が来る」と明言しています。米政権との今後の話し合いに賭け、自信があるせいでしょうか。日米新時代の地平は開けるのでしょうか。

▽毎年末に発表される「今年の漢字」は、一昨年は変革の「変」、昨年閣に期待しつつも、この迷走ぶりは何か「変」。「生みの苦しみ」でしょうか。注意深く見守る必要がありそうです。（安）

定価 一五〇円 一年分 一五〇〇円（送料とも）  
発行所 財団法人 新聞通信調査会  
〒100-0111 東京都港区虎ノ門1-5-16  
（晩翠ビル四階）  
☎（03）三五九三一一〇八（二代）  
E-mail: dhasakat@helen.ocn.ne.jp  
振替口座 〇〇二二〇四一七三四六七番  
印刷所 株式会社 太平印刷社



● 軽部 謙介 著 (岩波新書 二七四〇円 税別)

## 『ドキュメント アメリカの金権政治』

「アメリカの議員を動かすのは3B」。そんなセリフを聞いたことがある。

ブーズ(酒)にブライブ(わいろ)にブロード(女)。それで3Bだ。そのブライブ、すなわち金権体質に焦点を当て、敏腕ワシントン駐在記者がアメリカ政治の現状を報告してくれるのが本書だ。それにしても、ここまで「カネこそすべて」になっているのか。あぜんとする。

本書冒頭で登場し、エピソードに再び現れて「禁固五年十月」の刑を言い渡されるロビイスト、ジャック・エイブラモフの事件は、そうしたアメリカ政治の体質の中で生まれた。まさに腐臭を放つような事件だ。政治腐敗を描くハリウッド映画でも見ているような気になる。

カジノ経営でやっと生き延びてきたインディアン居住区の人々が州政府による営業停止処分です苦しんでいるのに付け入る。政治家につないでやることによって日本円なら何億というカネを引き出す手口は、松本清張の小説風でもある。営業停止もロビイストたちが仕組んだわなだったのだから、マッチポンプだ。だまし取ったカネは、幽霊会社のようなところを通じて、ワシン

トンの政治の間に吸い込まれていく。議会共和党の幹部やキリスト教右派のリーダーも絡む。

そんな導入のドラマで強い腐臭をかがせてから、その土壌を成すアメリカ政治の金権体質を丁寧に解剖してみせてくれる。

まず選挙にかかるカネの大きさが問題だ。オバマ大統領が昨年の選挙で駆使したインターネッツ献金。二十<sup>ドル</sup>、五十<sup>ドル</sup>などと普通の市民からの小口献金を広く集めた。三百万人がオバマ候補に献金した。まさに「大衆からの資金」で選挙に勝った、と称賛された。

果たしてそうなのか。93%は小口献金だ。だが集まったカネ(一<sup>ドル</sup>一〇〇円で計算して七百七十億円!)に小口献金が占める割合は四分の一。あとの四分の三の六百億円近くは、人数ではたった7%の人たちによる大口献金だ。オバマ大統領も結局は大金持ちたちに支えられた。それが、くつきりと浮かび上がる。

庶民の味方に見えるオバマ候補にしてそうなのだから、あとは推して知るべし、である。

党への献金、ソフトマネー、五百二十七団体……等々、アメリカの政治資金の諸問題を総ざ

らいするが、本書の一番の読みどころは、第三章の「イヤマーク」の実態分析だろう。

イヤマークとは家畜の耳に付けた所有者の印。転じて、国や自治体予算の中で、議員が地元への利益誘導のために取り分けた資金のことだ。国防予算の中に地元の公園のビクターセンター建設費を潜り込ませる議員がいたりして、米国の連邦・自治体予算はイヤマークだらけ。〇八年度の連邦支出法案に潜り込まれたイヤマークは一万一千五百二十四件、百六十五億<sup>ドル</sup>(二兆六千五百億円)というからすごい。地元利益誘導が堂々とまかり通っている。

しかも、公共事業などのために地元へ流れた連邦予算の一部は、利益誘導した議員のための政治献金として還流する。アメリカ金権政治の「構造」が、実によく見て取れる。

では、アメリカ政治は絶望的状况なのか、というところ、どうも違う。こうしたすべてが情報公開や市民団体、メディアの活動により白日の下にさらされる。そして本書も生まれた。議員が利権をあさるように、市民団体やメディアも腐敗を暴き出す。それぞれが競い合い、改革が行われ、またすり抜けが起きる。

アメリカとは「人間性の悪」を前提につくられた国だ。「野望には野望をもって対抗させよ」。建国の父の一人は言った。野望が競い合うことで抑制が利く。そんな仕組みも垣間見える。

(会田 弘継 共同通信社編集委員)